

昭和二十五年農林省令第七十三号

植物防疫法施行規則

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)に基き、及び同法を施行するため、植物防疫法施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 輸入植物等の検査(第三条―第二十二条の四)
- 第三章 輸出植物等の検査(第二十三条―第三十一条の十四)
- 第四章 指定種苗の検査(第三十二条―第三十五条)
- 第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止(第三十五条の二―第三十五条の十一)
- 第四章の三 侵入調査(第三十五条の十二)
- 第五章 緊急防除(第三十五条の十三―第三十九条)
- 第六章 指定有害動植物の防除
- 第一節 総合防除(第四十条―第四十条の四)
- 第二節 薬剤の譲与(第四十一条―第四十六条)
- 第三節 防除用器具の無償貸付(第四十七条―第五十八条)
- 第七章 都道府県の防疫(第五十九条―第六十条)
- 第八章 雜則(第六十一条・第六十二条)

附則

第一章 総則

(指定物品)

第一条 植物防疫法(以下「法」という。)第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、農機具とする。

(植物防疫官及び植物防疫員の証票)

第二条 法第五条第一項の規定による証票の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

第二章 輸入植物等の検査

(検疫有害動植物)

第三条 法第五条の二第二項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表一のとおりとする。(検査証明書の添付を要しない植物)

第四条 法第六条第一項の栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。ただし、肥料、飼料その他の農業の生産資材の用に供されるもの並びに別表二の十四及び十五の項の植物の欄に定めるものは、この限りでない。

- 一 乾燥され、かつ、圧縮されたものの根を除く。
- 二 乾燥され、かつ、細断されたもの(センナの茎、オレンジの果実及び果皮並びにキヤンサバの根を除く。)
- 三 乾燥され、かつ、破碎されたもの(オレンジ及びタマリンドの果実並びにキヤンサバの根を除く。)
- 四 乾燥されたものであつて、圧縮され、細断され、破碎され、又は粉碎されていないもの。いたりあさまつ葉枝及び樹皮
- ロ エウカリプツス・スツアルチアーナ葉枝花及び果実
- ハ エウカリプツス・ビミナリス葉枝花及び果実
- ニ ハエゴマ種子
- ホ カカオノキ種子
- カ カスタニア・クレナタ殻付きの種子

第五条	法第六条第一項の検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で定められる指定物品は、次のとおりとする(中古のものに限る)。
一	農業、園芸又は林業の用に供する機械(整地又は耕作の用に供するものに限る)。
二	農業の用に供する草刈機、乾草製造機、わら用若しくは牧草用のベーラー、収穫機又は脱穀機
三	農業用トラクター
(基準に適合していることについての検査を要する植物等)	
第五条の二	法第六条第二項の農林水産省令で定める地域、植物又は検疫指定物品及び基準は、別表一のとおりとする。
2	前項に掲げる植物は、栽培の過程で検査を行う必要があるものについては、同項の地域において栽培されたものに限るものとする。
(輸入場所の指定)	
第六条	法第六条第三項の港及び飛行場は、第一号に掲げる港並びに第二号及び第三号に掲げる飛行場とする。ただし、第三号に掲げる飛行場については、植物又は検疫指定物品を携帯して輸入する場合に限る。
	一 紅別港、網走港、根室港、花咲港、釧路港、十勝港、苦小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、稚内港、青森港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、

仙台塩釜港、秋田船川港、能代港、酒田港、相馬港、小名浜港、日立港、常陸那珂港、鹿島港、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港、姫川港、直江津港、柏崎港、新潟港、伏木富山港、七尾港、金沢港、内浦港、敦賀港、福井港、田子の浦港、清水港、御前崎港、三河港、衣浦港、名古屋港、四日市港、津港、舞鶴港、阪南港、阪神港、姫路港、新宮港、日高港、和歌山下津港、鳥取港、境港、三隅港、浜田港、宇野港、水島港、福山港、尾道糸崎港、竹原港、吳港、広島港、岩国港、平生港、徳山下松港、三田尻中関港、山口港、宇部港、関門港、徳島港、小松島港、詫間港、丸亀港、坂出港、高松港、宇和島港、今治港、新居浜港、三島川之江港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、比田勝港、厳原港、八代港、三角港、熊本港、中津港、大分港、佐伯港、油津港、志布志港、高知港、須崎港、博多港、苅田港、三池港、唐津港、伊万里港、長崎港、佐世保港、成田国際空港、東京国際空港、新潟空港、富山空港、小松飛行場、静岡空港、名古屋飛行場、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、美保飛行場、岡山空港、広島空港、高松空港、松山空港、北九州空港、福岡空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、嘉手納飛行場、釣島飛行場、高知空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港、
三、釣島飛行場、高知空港、鹿児島空港、花巻空港、山形空港、庄内空港、島取空港、出雲空港、山口宇部空港、徳島飛行場、高知空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港
(農林水産省令で定める特別の用)

第六条の二 法第七条第一項ただし書の特別の用は、次のとおりとする。

一 博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること。

二 犯罪捜査のための証拠物として使用すること。

三 ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること。

四 法第四条第一項、法第八条及び法第十条の規定による検査に使用すること。

五 法第十六条の七の規定による調査に使用すること。

六 法第十六条の八の規定による通報を行うために使用すること。

(輸入禁止品の輸入許可の申請等)

第七条 法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書(第二号様式)を提出して行うものとする。当該申請者に対し、輸入許可証票(第三号様式)及び輸入禁止品輸入許可指令書(第三号の二様式)を交付するものとする。

3 前項の輸入許可証票の交付を受けた者は、これを発送人に送付し、当該輸入禁止品の各こん包に添付して発送せなければならない。農林水産大臣は、法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、輸入禁止品廃棄等命令書(第三号の三様式)を交付するものとする。

(輸入禁止品の輸入後の管理施設の基準)

第七条の二 法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準は、次に掲げる基準とする。

一 天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であつて、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しえない構造であること。

二 輸入禁止品の種類に応じて出入口及び開口部に必要な分散防止措置がとらわれていること。

三 オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備その他輸入禁止品を適切に処理するために必要な設備を有していること。

四 その他輸入禁止品の種類に応じて当該輸入禁止品の分散を防止するために必要な構造、設備及び機能を有していること。

五 輸入禁止品を安全かつ適切に管理できる知識及び技術を有する責任者を配置していること。
(輸入禁止品の輸入許可の条件)

第八条 法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

二 植物防疫所に譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

三 輸入した輸入禁止品の容器包装の輸入許可に関すること。

四 輸入した輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

五 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関すること。

六 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

七 農林水産大臣は、法第七条第一項ただし書の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第七条第五項の規定により付した条件を変更することができる。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

(輸入禁止地域及び輸入禁止植物)

第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。

1 別表二に掲げる地域及び植物

2 別表二の二に掲げる地域及び植物(同表に掲げる基準に適合しているものを除く。)

3 別表一の二に掲げる地域及び植物(栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。)

(輸入検査の申請)

第十条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入しようとする者は、法第八条第一項ただし書の場合を除き、その植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を積載した船舶(航空機)の入港(着陸)後、遅滞なく、植物防疫官に検査申請書(第四号様式)を提出しなければならない。

(検査の場所及び期日)

第十二条 植物、検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、法第八条第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、植物防疫官の指示に従つて当該植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装につき運搬、荷解き、荷造りその他の措置をしなければならない。(処分を行う場所)

第十三条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該植物又は検疫指定物品及びこれらの容器包装を検査した場所又は植物防疫所で行わなければならぬ。ただし、大量の貨物であることその他の特別の事由によりこれらの場所で行うことができないときは、他の植物防疫所その他適當な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

(農林水産省令で定める種苗)

第十四条 法第八条第七項の種苗を次のように定める。ただし、輸入後栽培されないでそのまま輸出される物を除く。

一 ゆり、チニーリップ、ヒヤシンス等の球根

二 ばれいしよの塊茎及びさつまいもの塊根

三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木

四 さとうきびの生茎葉及び地下部

(隔離栽培)

第十五条 植物防疫官は、法第八条第七項の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して(郵便物の場合にあつては当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領して)当該種苗を輸入した者(郵便物の名宛人を含む。以下同じ。)に対し文書(第五号様式)で次の事項を通知するとともに、期限を付して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所及び付近の状況及び管理責任者について回答を求めなければならない。

一 当該植物を一定期間隔離された土地又は場所で栽培しなければならないこと。

二 植物防疫官の検査が終了するまでの期間当該種苗（その生産物を含む。以下この条及び第十七条第二項において同じ。）を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

三 隔離期間中当該種苗に検疫有害動植物が発生し、又は異状があつたときは、その旨を遅滞なく植物防疫官に通知すべきこと。

四 植物防疫官の指示があつたときは、その指示する措置を実施すべきこと。

第十六条 植物防疫官は、前条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を命ずることができる認めるときは、当該種苗を輸入した者に対し、当該種苗に隔離栽培命令書（第六号様式）を添えて送付しなければならない。

第十七条 植物防疫官は、第十五条の回答により法第八条第七項の隔離栽培を自ら実施することが適当であると認めるときは、当該種苗を植物防疫所に送付し、当該種苗を輸入した者に通知しなければならない。

2 前項の植物防疫官は、隔離栽培を実施した当該種苗が法第九条第五項の検査に合格したときは、遅滞なく、これを輸入した者に送付しなければならない。

（隔離栽培品の処分）

第十八条 植物防疫官は、第十五条の通知に対する回答がないときは、当該種苗を廃棄するものとい旨の回答があり、且つ、自ら隔離栽培することができないときは、当該種苗を廃棄するものとする。

（証明書の交付）

第十九条 法第九条第五項の証明は、別記第七号様式の証印、証票又は証明書とする。ただし、法第八条第一項の規定によつて農林水産大臣が指定した検疫有害動植物のみがいる植物及びその容器包装については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、若しくは添付し、又はその所有者若しくは管理者に交付するものとする。

2 法第七条第一項ただし書の許可を受けた輸入禁止品であつて同条第五項の条件に違反しないもの及び第十六条の規定により隔離栽培のために送付する種苗については、輸入認可証（第八号様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

3 法第八条第二項ただし書の植物防疫官が指定する場所に輸送される植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装については、輸送認可証（第八号の二様式）を押印し、添付し、又は交付するものとする。

（消毒又は廃棄の実施）

第二十条 法第四条第二項又は法第九条第一項若しくは第二項の規定により、消毒又は廃棄を命ぜられた者は、植物防疫官の立会の下に当該措置を実施しなければならない。（处分後の通知）

第二十一条 植物防疫官は、法第九条第一項から第三項までの規定により、植物、検疫指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装を廃棄したとき又は消毒したため著しく毀損したときは、これを所有し、又は管理する者（郵便物の場合にあつてはその名宛人）に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があつたときは、証明書（第九号様式）を交付しなければならない。

2 植物防疫官は、法第八条第五項の規定により郵便物を検査し、法第九条第一項から第三項まで の規定により郵便物を消毒し、若しくは廃棄するため、当該郵便物を日本郵便株式会社の事業所から受領したとき又は第十五条の規定により当該種苗を日本郵便株式会社の事業所から受領したときは、当該日本郵便株式会社の事業所に受領証（第十号様式）を交付しなければならない。（廃棄又は消毒命令書）

第二十二条 植物防疫官は、法第九条第一項又は第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合において当該義務者の要求があつたときは、廃棄又は消毒命令書（第十一号様式）を交付しなければならない。法第四条第二項の規定により廃棄又は消毒を命じた場合もまた同様とする。（輸入禁止品の利用許可の申請等）

第二十二条の二 植物防疫官は、法第九条第六項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に申請書（第十一号の二様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の規定による許可をしたときは、当該申請者に対し、

輸入禁止品利用許可指令書（第十一号の三様式）を交付するものとする。

3 農林水産大臣は、法第九条第六項において準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合には、第七条第四項の規定を準用する。

（輸入禁止品の利用時の管理施設の基準）

第二十二条の三 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

（輸入禁止品の利用許可の条件）

第二十二条の四 法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定によつて付する条件は、通常次の事項とする。

一 讀り渡された輸入禁止品の輸送又は荷造りの方法に関する事項。

二 譲り渡された輸入禁止品の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関する事項。

三 譲り渡された輸入禁止品の管理の責任者に関する事項。

四 当該輸入禁止品の譲渡その他の処分の制限又は禁止に関する事項。

五 管理中の当該植物に検疫有害動植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関する事項。

2 農林水産大臣は、法第九条第三項第二号の許可を受けた者から申請があつた場合において、当該申請の理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認められるときは、法第九条第六項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定により付した条件を変更することがある。変更したときは、植物防疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

第三章 輸出植物等の検査

（輸出検査の申請）

第二十三条 法第十条第一項の植物又は物品及びこれらの容器包装の検査を受けようとする者は、植物防疫官に検査申請書（第十二号様式）を提出しなければならない。

（検査の場所）

第二十四条 法第十条第一項の検査は、植物防疫所で行う。ただし、当該植物又は物品及びこれらの容器包装の所在地で検査を受けたい旨の申請があつた場合において、植物防疫官が必要と認めるとときは、当該所在地で行うことができる。

（検査の期日）

第二十五条 植物防疫官は、第二十三条の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。

（検査品の運搬等）

第二十六条 植物又は物品及びこれらの容器包装を輸出しようとする者が、法第十条第一項の規定により検査を受けるときは、第十二条の規定を準用する。

（植物検疫証明書等の交付）

第二十七条 法第十条第三項の植物検疫証明書の様式は、第十三号様式（植物又は物品及びこれらの容器包装が再輸出されるものである場合にあつては第十三号の二様式）とする。ただし、輸入国が輸入に当たり、これと異なる様式の植物検疫証明書を必要としている場合には、その様式によるものとする。

2 植物防疫官は、輸入国が輸入に当たり、法第十条第三項の規定による植物検疫証明書の交付に加え、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装への押印を必要としているときは、植物検疫証明書の交付を受けた植物又は物品及びこれらの容器包装に植物検疫証明書の交付をした旨の証印（第十三号の三様式）を押印する。

（植物検疫証明書の交付の取消し等）

第二十八条 植物防疫官は、法第十条第四項の規定による検査の結果、当該植物又は物品若しくはこれらの容器包装が輸入国の要求に適合しなくなつていると認めるときは、植物検疫証明書の交

付を取り消し、かつ、交付した植物検疫証明書の返還を命じるとともに、前条第二項の規定により押印した場合は当該押印を抹消しなければならない。

(検査の一一部を行わないことができる場合)

第二十九条 第二十三条の規定による検査を申請した者が当該申請に当たり、登録検査機関が行つた検査(法第十条の四第一項第一号に規定する登録に係る検査をいう。次条から第三十一条の十四までにおいて単に「検査」という。)において輸入国の要求に適合している旨の確認をした旨を当該登録検査機関が記載した書類(以下「検査報告書」という。)を第二十三条の検査申請書に添付して提出した場合は、植物防疫官は、法第十条第五項の規定により、法第十条第一項又は第四項の検査の一一部を行わないことができる。

(登録検査機関の登録)

第三十条 法第十条の二の登録の申請は、申請書(第十四号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款(申請者が法人である場合に限る。)及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び予算書

四 登録免許税の納付に係る領収証書

五 次の事項を記載した書類

イ 検査の業務(以下「検査業務」という。)の概要及び当該検査業務を行う組織に関する事項

ロ 検査業務以外の業務を行つている場合は、当該業務の概要及び全体の組織に関する事項

ハ 前項の申請を行つた者が法第十条の四第一項各号の規定に適合することを説明した書類

七 その他参考となる事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録に関して必要な手続)

第三十一条 法第十条の五第一項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。の登録は、登録台帳(第十五号様式)に記帳して行う。

2 農林水産大臣は、登録台帳の登録事項の記載を変更した場合は、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(検査員)

第三十二条の二 法第十条の四第一項第一号(法第十条の五第一項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める者は、法第十条の二各号に掲げる検査ごとに次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 当該検査業務に一年以上従事した経験を有する者
二 前号に掲げる者と同等の知識及び技能を有する者
(検査に係る機械器具その他の設備の技術上の基準)

第三十二条の三 法第十条の四第一項第二号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる検査ごとに次ごとに当該各号に掲げるとおりとする。

一 植物の栽培地における検査 別表二の三に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
二 消毒に関する検査 別表二の四に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
三 遺伝子の検査その他の高度の技術を要する検査 別表二の五の中欄に掲げる検査の内容に応じ、同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を有すること。
四 植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 別表二の六に掲げる機械器具その他の設備を有すること。

(検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準)

第三十二条の四 法第十条の四第一項第三号(法第十条の五第二項及び第十条の六第三項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、登録検査機関において、検査業務の独

立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

(登録台帳の記載事項)

第三十五条の五 法第十条の四第二項第五号(法第十条の五第二項及び第十条の六第二項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査業務の概要

二 登録検査機関が検査を行う区域

三 登録検査機関の全ての事務所(検査を行うものに限る。)の名称及び所在地の一覧

(登録検査機関の登録の更新)

第三十六条の六 第三十条の規定は、法第十条の五第一項の登録の更新について準用する。この場合において、第三十条第二項中の「書類」とあるのは、「書類(第四号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。)」と読み替えるものとする。

(変更登録)

第三十七条の七 法第十条の六第二項の変更登録の申請は、申請書(第十六号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、第三十条第二項各号に掲げる書類(登録の申請又は更新時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除く。)を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録検査機関の検査等に関する業務の方法に関する基準)

第三十七条の八 法第十条の七第二項の農林水産省令で定める基準は、第三十一条の四に掲げる体制の下、第三十一条の二各号のいずれかに該当する者が、第三十一条の三各号に掲げる検査の区分ごとに当該各号に掲げる機械器具その他の設備を用いて農林水産大臣が定める方法により、輸入国の要求に適合しているかどうかを確認することとする。

(登録事項の変更の届出)

第三十七条の九 法第十条の八の規定による届出をしようとするときは、届出書(第十七号様式)を農林水産大臣に提出してしなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録検査機関の業務規程の認可の申請)

第三十七条の十 登録検査機関は、法第十条の九第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、申請書(第十八号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 登録検査機関は、法第十条の九第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書(第十九号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 前二項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。

(登録検査機関の業務規程の規定事項)

第三十七条の十一 法第十条の九第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 検査業務の実施方法に関する事項

二 検査を実施する組織及び検査員その他の人員に関する事項

三 検査業務に用いる機械器具その他の設備等に関する事項

四 検査業務を行う時間及び休日にに関する事項

五 検査の申請を受けることができる件数の上限に関する事項

六 検査業務を行う場所に関する事項

七 検査に関する料金の算定方法及び収納の方法に関する事項

八 検査の申請書その他の検査に関する書類の保存に関する事項

九 財務諸表等(法第十条の十一第一項に規定する財務諸表等をいう。以下この条において同じ。)の備付け及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

十 検査業務から生じる損害の賠償その他の債務に対する備えに関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、検査業務に関する必要な事項
(登録検査機関の業務の休廃止の申請)

第三十一条の十二 登録検査機関は、法第十条の十の規定により検査業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、申請書(第二十号様式)を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、植物防疫所を経由して行うものとする。
(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第三十一条の十三 法第十条の十一第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録(法第十条の十一第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第十条の十一第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、

登録検査機関が定めるものとする。
一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二 電磁的記録により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて作成するファイルに情報を記録したものと交付する方法
(登録検査機関の帳簿の記載等)

第三十一条の十四 法第十条の十六に規定する帳簿は、検査業務を行う登録検査機関ごとに作成し、検査業務を行う事務所に備え付け、最終の記載の日から四年間保存しなければならない。

2 法第十条の十六の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 検査を申請した者の氏名又は名称及び住所
二 検査の申請を受けた年月日
三 検査を行つた場所
四 検査の結果
五 検査を行つた品目及びその数量
六 検査を行つた品目の生産地又は原産国
七 検査を行つた検査員の氏名
八 検査を行つた年月日
九 検査の結果
十 その他必要な事項

第四章 指定種苗の検査

(検査の申請)

第三十二条 法第十三条第一項の検査を受けようとする種苗生産者(共同して検査の申請をする場合にあつてはその代表者)は、指定種苗の種類ごとに、別に告示で定める期限までに農林水産大臣の定める検査申請書を植物防疫官に提出しなければならない。

2 前項の規定により検査の申請をした者は、当該栽培地の見やすい場所に第二十号の二様式の表示を行い、かつ、検査の際これに立ち会わなければならない。
(検査期日の通知)

第三十三条 前条第一項の規定により検査の申請があつたときは、第二十五条の規定を準用する。
(合格証明書及びその抄本)

第三十四条 法第十三条第三項の合格証明書の様式は、別記第二十一号様式とし、同条第四項の合格証明書の抄本の様式は、別記第二十二号様式とする。

(廃棄命令書及び処分証明書)
第三十五条 法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十二条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の二 植物等の移動の制限及び禁止
(移動制限地域及び移動制限植物等)

第三十五条の二 法第十六条の二第一項の地域及び植物又は指定物品を別表三及び別表四のとおり定める。

第三十五条の三 (移動制限植物等の移動制限の例外)
法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受け、かつ、当該許可を受けたことを証する書面(第二十二号の二様式)(第三項において「移動制限植物等移動許可証」という。)を各こん包に添付して移動する場合とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動制限植物等移動許可申請書(第二十二号の三様式)を提出しなければならない。
3 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動制限植物等移動許可証及び移動制限植物等移動許可指令書(第二十二号の三の二様式)を交付するものとする。

2 (移動検査及び検査確認の表示)

第三十五条の四 法第十六条の二第一項の検査(以下この条において「移動検査」という。)は、次の各号に掲げるものについて行う。
1 別表三の一の項、二の項、五の項及び六の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。
2 別表三の三の項及び四の項の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品又は指定物品の欄に掲げる植物又は植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。ただし、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装の所在地で移動検査を受けたい旨の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該所在地で行うことができる。
3 前項各号に掲げる植物、指定物品又はこれらの容器包装について、当該植物又は指定物品の数量が多く、かつ、不合格品の補充の便宜等のため必要があると認めるとき。
4 前号のほか、前項第二号に掲げる植物について、移動検査を行う間における当該植物の栽培の管理等のため必要があると認めると認めるとき。
5 移動検査を受けようとする者は、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装を移動しようとする日の二日前まで(前項ただし書の場合には移動検査を受けようとする日の五日前まで)に植物防疫官に検査申請書(第二十二号の四様式)を提出しなければならない。
6 植物防疫官は、前項の規定により移動検査を申請した者に対し、あらかじめ移動検査の期日を通知しなければならない。

3 第三項の規定により移動検査を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

法第十六条の二第一項の有害動物又は有害植物が付着していないと認める旨を示す表示は、移動検査の結果、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に別表三の備考の欄に掲げる有害動物又は有害植物が付着していないと認めた場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に検査合格証明書(第二十二号の五様式)若しくは検査合格証票(第二十二号の六様式)を添付し、又は検査合格証印(第二十二号の七様式)を押印し、若しくは検査合格証紙(第二十二号の八様式)を貼り付けてするものとする。

(消毒の確認及び確認の表示)

第三十五条の五 法第十六条の二第一項の消毒の確認(以下この条において「消毒の確認」という。)は、別表四の地域の欄に掲げる地域内にある植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品及びこれらの容器包装について行う。

2 消毒の確認は、植物防疫所又は植物防疫所長の指定する場所で行う。
3 消毒の確認を受けようとする者は、当該確認を受けようとする消毒を行つ二日前までに植物防疫官に消毒確認申請書(第二十二号の九様式)を提出しなければならない。
4 植物防疫官は、前項の規定により消毒の確認を申請した者に対し、あらかじめ消毒の確認の期日を通知しなければならない。

5 第三項の規定により消毒の確認を申請した者には、第十二条の規定を準用する。

法第十六条の二第一項の消毒したと認める旨を示す表示は、消毒の確認をした場合に、当該植物、指定物品又はこれらの容器包装に消毒確認証明書(第二十二号の十様式)若しくは消毒確認

証票（第二十二号の十一様式）を添付し、又は消毒確認証印（第二十二号の十二様式）を押印し、若しくは消毒確認証紙（第二十二号の十三様式）を貼り付けてするものとする。
(消毒の基準)

第三十五条の六 法第十六条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、別表五の植物又は指定物品の欄に掲げる植物又は指定物品の種類に応じ、同表の消毒の基準の欄に掲げるとおりとする。

(移動禁止地域及び移動禁止植物等) 第三十五条の七 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める基準の欄に掲げるとおりとする。

2 法第十六条の三第一項の農林水産省令で定める地域内にある有害動物又は有害植物で農林水産省令で定めるものを別表六のとおり定める。

(移動禁止植物等の移動許可の申請等)

第三十五条の八 法第十六条の三第二項において準用する法第七条第二項の許可の申請は、当該許可を受けようとする者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に移動禁止植物等移動許可申請書（第二十二号の十四様式）を提出して行うものとする。

2 農林水産大臣は、法第十六条の三第一項ただし書の規定による許可をしたときは、当該許可を申請した者に対し、移動禁止植物等移動許可証（第二十二号の十五様式）及び移動禁止植物等移動許可指令書（第二十二号の十六様式）を交付するものとする。

3 前項の移動禁止植物等移動許可証の交付を受けた者は、これを当該許可を受けた移動禁止植物等（前条第一項に規定する植物若しくは同条第二項に規定する有害動物若しくは有害植物又はこれら容器包装をいう。第三十五条の十第一項において同じ。）の各こん包に添付して移動しなければならない。

4 農林水産大臣は、法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定により廃棄その他の必要な措置を命じた場合においては、移動禁止植物等廃棄等命令書（第二十二号の十七様式）を交付するものとする。

(移動禁止植物等の移動施設の基準)

第三十五条の九 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第三項の農林水産省令で定める技術上の基準については、第七条の二の規定を準用する。

第三十五条の十 法第十六条の三第二項において読み替えて準用する法第七条第五項の規定に基づいて付する条件は、通常次の事項とする。

一 移動前に移動しようとする移動禁止植物等が法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けているものである旨の植物防疫官の確認を受けること。

二 移動しようとする移動禁止植物等の移動又は荷造りの方法に関すること。

三 移動後の移動禁止植物等の管理の場所及び期間その他の管理の方法に関すること。

四 移動後の移動禁止植物等の管理の責任者に関すること。

五 移動後の移動禁止植物等の譲渡その他の处分の制限又は禁止に関すること。

2 表七の有害動物又は有害植物の欄に掲げる有害動物又は有害植物が発生した場合における通知の他措置の方法に関すること。

2 法第十六条の三第一項ただし書の許可を受けていない別る。

(廃棄命令書及び処分証明書)

第三十五条の十一 法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、指定物品、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくは廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第四章の三 侵入調査
(侵入警戒有害動植物)

第三十五条の十二 法第十六条の六の農林水産大臣が指定する有害動物又は有害植物は、別表八のとおりとする。

第五章 緊急防除
(緊急防除実施基準の対象)

第三十五条の十三 法第十七条の二第一項の農林水産省令で定める有害動物又は有害植物は、別表九のとおりとする。

(緊急防除)

第三十六条 法第十八条第二項の規定による農林水産大臣の命令は、緊急措置命令書（第二十三号様式）を交付して行う。

(協力指示書の様式)

第三十七条 法第十九条第二項の協力指示書の様式は、別記第二十四号様式とする。

(協力成績の報告)

第三十八条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者は、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に協力成績書（第二十五号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

(費用の請求)

第三十九条 法第十九条第二項の規定により協力指示書の交付を受けた者が、同条第三項の規定による費用の弁償を受けようとするときは、当該協力指示書に記載された防除に関する業務の完了後一箇月以内に費用請求書（第二十六号様式）に費用の支出を証明する書類を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

第六章 指定有害動植物の防除

第一節 総合防除

(指定有害動植物)

第四十条 法第二十二条第一項の農林水産大臣の指定する有害動物又は有害植物は、別表十のとおりとする。

(総合防除計画の報告)

第四十条の二 法第二十二条の三第五項の規定による報告は、同条第一項又は第四項の規定により定め、又は変更した総合防除計画に即して法第二十四条の二の規定による指導及び助言を実施する前にしなければならない。

(勧告の方法)

第四十条の三 法第二十四条の三第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四条の三第一項の規定による勧告をする旨

二 改善すべき事項の内容

三 前項の内容ごとの具体的な改善方法

四 改善すべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第四号の期限は、対象とする指定有害動植物の発生の状況その他事情を勘案して都道府県知事が定めることとする。

(命令の方法)

第四十条の四 法第二十四条の三第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の農業者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

一 法第二十四条の三第二項の規定による命令をする旨

二 勘告に従わなかつた事実

三 どるべき措置の内容

四 措置をとるべき期限

五 その他必要と認める事項

2 前項第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

第二節 薬剤の譲与

(譲与の相手方) 第四十二条 法第二十一条第一項の規定により農林水産大臣が防除に必要な薬剤（以下「防除用薬剤」という。）を譲与する相手方は、法第二十四条第一項の異常発生時において、自ら防除を行うこととが著しく困難であると認められる者とする。

(譲与の申請) 第四十三条 防除用薬剤の譲与を受けようとする者は、譲与申請書（第二十一条号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

(譲与の決定等) 第四十四条 農林水産大臣は、前条の譲与申請書を受理したときは、その内容を審査して譲与するかどうかを決定し、当該申請者に対し、譲与する場合にあつては譲与すべき防除用薬剤の使用その他必要な事項を記載した譲与承認書（第二十一条号様式）を交付し、譲与しない場合にあつてはその旨を通知する。

(引渡) 第四十五条 農林水産大臣は、前条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2 前項の規定により防除用薬剤の引渡を受けた者（以下「譲受人」という。）は、当該引渡後直ちに、受領書（第二十九号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

(防除用薬剤の使用等の制限) 第四十六条 譲受人は、第四十三条の譲与承認書に記載された条件に違反して当該防除用薬剤を使用し、譲与し、又は譲渡してはならない。

2 農林水産大臣は、譲受人が前項の規定に違反したときは、当該防除用薬剤の全部若しくは一部若しくはこれに相当する薬剤の返還を命じ、又はこれに相当額の対価の納入を命ずることがある。

(報告の微取) 第四十七条 法第二十一条第一項の規定により防除用器具による防除を完了したときは、一箇月以内に防除実績報告書（第三十号様式）を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請) 第三節 防除用器具の無償貸付

(申請) 第四十八条 農林水産大臣は、前条の借受申請書を受理したときは、その内容を審査して貸付を承認するかどうかを決定し、貸し付ける場合にあつては防除用器具の使用方法その他必要な事項を定める。

2 植物防疫所長は、前項の決定に基き、当該申請者に対し、貸し付ける場合にあつては其の旨を通知する。

(引渡) 第四十九条 防除用器具の引渡は、前条第二項の貸付承認通知書に記載された期日及び場所において行うものとする。

2 前項の規定により防除用器具の引渡を受けた者（以下「借受人」という。）は、当該引渡後直ちに、請書（第三十二号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

(貸付期間の延長申請) 第五十条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書に記載された貸付期間満了の日までに防除を完了することができないと認めるときは、農林水産大臣に対し、貸付期間の延長を申請することができる。

2 前項の申請は、貸付期間満了の日の五日前までに、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に貸付期間延長申請書（第三十四号様式）を提出して、しなければならない。

3 植物防疫所長は、農林水産大臣が前項の申請書を受理した場合において期間の延長を承認したときは、当該申請人に對し貸付期間延長承認通知書（第三十五号様式）を交付する。

(借受人の義務) 第五十二条 借受人は、その借り受けた防除用器具を、善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 借受人は、その借り受けた防除用器具を他に転貸してはならない。

(借受人の義務) 第五十三条 借受人は、その責に帰すべき事由によりその借り受けた防除用器具を滅失し、又は毀損したときは、植物防疫所長の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は国にその補償金を納入しなければならない。

2 前項の補償金は、植物防疫所の歳入徵収官の発行する納入告知書によつて納入するものとする。

(返納) 第五十四条 借受人は、その借り受けた防除用器具を第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された期日及び場所において返納するとともに返納届（第三十六号様式）を植物防疫所長に提出しなければならない。

(第五十五条) 農林水産大臣は、他の緊急の用途に供するため当該防除用器具を必要とする場合その他特に必要があると認める場合は、貸付期間内においても、期日及び場所を指定してその返納を命ずることがある。

(違約金の徴収) 第五十五条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日（前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日）までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の違約金の納入については、第五十三条第一項の規定を準用する。

(費用の負担) 第五十六条 借受人は、第四十八条第二項の貸付承認通知書又は第五十条第三項の貸付期間延長承認通知書に記載された返納期日（前条の場合にあつては、当該返納命令による指定期日）までにその借り受けた防除用器具を返納しないときは、その翌日から返納があつた日までの日数につき、防除用器具の種類ごとに農林水産大臣の定める額の違約金を支払わなければならない。但し、天災地変その他農林水産大臣がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の違約金の納入については、第五十三条第一項の規定を準用する。

(第七章 都道府県の防疫

(病害虫防除所) 第五十七条 防除用器具の引取、管理及び返納に要する一切の費用は、借受人の負担とする。

(第五十八条 削除)

1 名称
二 位置及び管轄区域
三 管轄区域内の農作物の栽培並びに有害動物及び有害植物の発生の状況
四 施設の概要
五 職員の職種別定数
六 業務開始の予定期年月日

第一 第五十九条 法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

(病害虫防除員)
第六十条 法第三十三条第二項において準用する法第三十二条第三項の農林水産省令で定める事項
 は、病害虫防除員の数とする。

第八章 雜則

(交付金の交付決定の基礎となる農家数等)

第六十一条 法第三十五条第二項の農家数は、直近に公表された農林業セナサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第一条の調査による経営耕地面積規模別農家数中の総農家数によるものとする。

2 法第三十五条第二項の農地面積は、前項に規定する調査による経営耕地中の経営耕地総面積から畠の牧草専用地の面積を控除したものとする。

(権限の委任)

第六十二条 法第三十二条第三項（法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、地方農政局長に委任する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和二十六年二月二十七日農林省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和二七年四月一日農林省令第二〇号) 抄

(施行期日)
 1 この省令は、公布の日から施行する。但し、第一十四条第一項第二号及び第三号を改正する規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附 則

(昭和二九年一二月一六日農林省令第七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和三〇年一二月一四日農林省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和三一年九月一一日農林省令第四五号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。
 1 この省令は、公布の日から施行する。
 2 同規則第十六条の隔離栽培命令書、同規則第二十二条の廃棄又は消毒命令書及びこの省令施行前に押印した同規則第三十条第一項の合格証印は、この省令による改正後の同規則で定めるこれらの書類又は合格証印の様式によるものとみなす。

附 則

(昭和三一年二月一四日農林省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和三七年一〇月一日農林省令第五七号)

1 この省令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

2 この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政府の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

附 則

(昭和三八年六月二六日農林省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四〇年五月一〇日農林省令第二二三号)

この省令は、昭和四十年六月一日から施行する。

1	この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。	この省令は、昭和四十五年六月十五日から施行する。
2	この省令は、昭和四六年四月一〇日農林省令第二五号)	この省令は、昭和四四年四月一日から施行する。
1	この省令は、昭和四六年三月二一日農林省令第一一号)	この省令は、昭和四四年一月二〇日農林省令第五一号)
2	この省令は、昭和四七年三月二七日農林省令第三一号)	この省令は、昭和四四年十一月二十五日から施行する。
1	この省令は、昭和四七年四月一日から施行する。	この省令は、昭和四七年三月二七日農林省令第三一号)
2	この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。	この省令は、昭和四七年三月二七日農林省令第三一号)
1	この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。	この省令は、昭和四七年三月二七日農林省令第三一号)
2	この省令は、昭和四七年六月九日農林省令第三八号)	この省令は、昭和四七年六月九日農林省令第三八号)
1	この省令は、昭和四七年六月十五日から施行する。	この省令は、昭和四七年六月九日農林省令第三八号)
2	この省令は、昭和四七年一月二十日から施行する。	この省令は、昭和四七年一月二十日から施行する。
1	この省令は、昭和四八年三月七日農林省令第一二号)	この省令は、昭和四八年三月七日農林省令第一二号)
2	この省令は、昭和四八年五月二四日農林省令第三七号)	この省令は、昭和四八年五月二四日農林省令第三七号)
1	この省令は、昭和四八年六月四日から施行する。	この省令は、昭和四八年六月四日から施行する。
2	この省令は、昭和四八年二月一九日農林省令第七九号)	この省令は、昭和四八年二月一九日農林省令第七九号)
1	この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。	この省令は、昭和四九年一月一日から施行する。
2	この省令は、昭和四九年七月二十四日農林省令第三一号)	この省令は、昭和四九年七月二十四日農林省令第三一号)
1	この省令は、昭和四九年八月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定は、この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、昭和四九年八月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項の改正規定は、この省令は、公布の日から施行する。
2	この省令は、昭和四九年七月十日から施行する。	この省令は、昭和四九年七月十日から施行する。
1	この省令は、昭和五〇年三月二五日農林省令第九号)	この省令は、昭和五〇年三月二五日農林省令第九号)
2	この省令は、昭和五〇年四月一日から施行する。	この省令は、昭和五〇年四月一日から施行する。
1	この省令は、昭和五一年七月五日農林省令第三八号)	この省令は、昭和五一年七月五日農林省令第三八号)
2	この省令は、昭和五一年六月十六日から施行する。	この省令は、昭和五一年六月十六日から施行する。
1	この省令は、昭和五三年一月一〇日農林省令第一号)	この省令は、昭和五三年一月一〇日農林省令第一号)
2	この省令は、昭和五十三年一月十三日から施行する。	この省令は、昭和五十三年一月十三日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二七日農林省令第一七号）
この省令は、昭和五十三年三月三十日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定中新東京国際空港に係る部分は、新東京国際空港の供用開始の日から施行する。

附 則（昭和五三年三月二九日農林省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年四月一〇日農林省令第二八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年八月二八日農林水産省令第五号）
この省令は、昭和五十三年九月一日から施行する。

附 則（昭和五四年四月四日農林水産省令第一五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年五月一五日農林水產省令第二五号）
この省令は、昭和五十四年五月十五日から施行する。

附 則（昭和五四年六月三〇日農林水產省令第三六号）
この省令は、昭和五十四年七月三日から施行する。

附 則（昭和五四年九月七日農林水產省令第三九号）
この省令は、昭和五十四年九月十一日から施行する。ただし、熊本空港に係る部分は、昭和五十四年九月二十六日から施行する。

附 則（昭和五四年一〇月一五日農林水產省令第四三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年一二月一〇日農林水產省令第五三号）
この省令は、昭和五十四年十二月十一日から施行する。

附 則（昭和五五年三四月農林水產省令第一二号）
この省令は、昭和五十五年四月十五日から施行する。

附 則（昭和五五年四月一一日農林水產省令第一七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年五月二〇日農林水產省令第二二号）
この省令は、昭和五十五年五月二十二日から施行する。

附 則（昭和五六年三月一六日農林水產省令第一九号）
この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附 則（昭和五六年三月二二月一九日農林水產省令第二四号）
この省令は、昭和五十六年三月二十三日から施行する。

附 則（昭和五七年五月二〇日農林水產省令第三一号）
この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和五七年七月一五日農林水產省令第五二号）
この省令は、昭和五十七年七月一五日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二四日農林水產省令第三二号）
この省令は、昭和五十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和五九年一〇月二九日農林水產省令第四二号）
この省令は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月二二日農林水產省令第三一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年七月一五日農林水產省令第三三号）
この省令は、昭和六十一年七月一五日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年八月二一日農林水產省令第四一号）
この省令は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一〇月二二日農林水產省令第四八号）
この省令は、昭和六十一年十月二十四日から施行する。

附 則（昭和六一年一月一日農林水產省令第五〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年二月四日農林水產省令第一号）
この省令は、昭和六十一年五月一日から施行する。

附 則（昭和六一年八月二二日農林水產省令第三七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年九月二八日農林水產省令第一号）
この省令は、昭和六十一年九月二八日から施行する。

附 則（昭和六二年四月一五日農林水產省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年九月二八日農林水產省令第三三号）
この省令は、昭和六十二年九月二八日から施行する。

附 則（昭和六三年二月二七日農林水產省令第四一号）
この省令は、昭和六三年二月二七日から施行する。

附 則（昭和六三年二月二一月三十日農林水產省令第六号）
この省令は、昭和六十三年二月三十日から施行する。

附 則（昭和六三年二月六日農林水產省令第二二号）
この省令は、昭和六十三年二月六日から施行する。

附 則（昭和六三年三月二月八日農林水產省令第三二号）
この省令は、昭和六十三年三月二月八日から施行する。

附 則（昭和六三年三月二月二七日農林水產省令第三七号）
この省令は、昭和六十三年三月二月二七日から施行する。

附 則（昭和六三年三月二月二十日農林水產省令第六四号）
この省令は、昭和六十三年三月二月二十日から施行する。

附 則（昭和六三年三月二月二九日農林水產省令第五七号）
この省令は、昭和六十三年三月二月二九日から施行する。

附 則（昭和六三年三月二月五日農林水產省令第六四号）
この省令は、昭和六十三年三月二月五日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月二八日農林水產省令第六四号）
この省令は、昭和六十四年一二月二八日から施行する。

附 則（平成元年一〇月三〇日農林水產省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水產省令第二七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年一〇月三〇日農林水產省令第四三号）
この省令は、平成元年十一月一日から施行する。

附 則（平成元年一二月二〇日農林水產省令第四七号）
この省令は、平成元年一二月二〇日から施行する。ただし、別表一の一の項地域の欄の改正規定中「コロンビア、エクアドル」を加える部分は、平成二年一月十六日から施行する。

附 則（平成二年三月二〇日農林水產省令第六号）
この省令は、平成二年三月二〇日から施行する。

附 則（平成二年三月二十三日農林水產省令第八号）
この省令は、平成二年三月二十三日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定は、平成二年四月六日から施行する。

附 則（平成二年六月一日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月三日農林水産省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定中、「広島空港」を加える部分は、平成三年六月二十一日から施行する。

附 則（平成三年七月一七日農林水産省令第三二号）

この省令は、平成三年七月二十一日から施行する。

附 則（平成四年四月六日農林水産省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条第一項第一号の改正規定中、「高松空港」を加える部分は、平成四年四月二十日から施行する。

附 則（平成四年五月六日農林水産省令第二四号）

この省令は、平成四年五月二十一日から施行する。

附 則（平成五年一月二七日農林水産省令第二号）

この省令は、平成五年二月一日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成五年四月二十六日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月二二日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成五年七月二十一日から施行する。

附 則（平成六年一月一〇月二二日農林水産省令第二二号）

この省令は、平成六年一月二十一日から施行する。

附 則（平成六年九月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、平成六年九月四日から施行する。

附 則（平成六年一〇月一五日農林水産省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の二の項及び別表四の一の項の改正規定は、平成六年十一月十日から施行する。

附 則（平成七年一月一八日農林水産省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月三一日農林水産省令第二五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年四月二日から施行し、第三条の規定は、平成七年四月四日から施行する。

附 則（平成七年四月二四日農林水産省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年五月一日農林水産省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年一月五日農林水産省令第一一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月九日農林水産省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年九月二五日農林水産省令第五九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年二月三日農林水産省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年四月一日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月一〇日農林水産省令第九号）

この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律（平成八年法律第六十七号）の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附 則（平成九年四月一日農林水産省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月一日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年七月二二日農林水産省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年八月四日農林水産省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年九月一〇日農林水産省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年九月二六日農林水産省令第六七号)

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月一七日農林水産省令第七二号)

この省令は、平成九年十月二十四日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日農林水産省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一月五日農林水產省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月二七日農林水產省令第一六号)

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月九日農林水產省令第十八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一一月一六日農林水產省令第七七号)

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月一〇日農林水產省令第八五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年一二月二十五日農林水產省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一一年一月一日農林水產省令第一号) 抄

この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一一一年一二月一〇日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十一年一二月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年一二月二九日農林水產省令第二七号)

この省令は、平成十一年一二月二九日から施行する。

附 則 (平成一一一年三月一〇日農林水產省令第一八七号)

この省令は、平成十一年三月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年三月二九日農林水產省令第一九号)

この省令は、平成十一年三月二九日から施行する。

附 則 (平成一一一年四月一〇日農林水產省令第一一六号)

この省令は、平成十一年四月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年五月一〇日農林水產省令第一一三号)

この省令は、平成十一年五月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年六月一〇日農林水產省令第一一四号)

この省令は、平成十一年六月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年七月一〇日農林水產省令第一一五号)

この省令は、平成十一年七月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年八月一〇日農林水產省令第一一六号)

この省令は、平成十一年八月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年九月一〇日農林水產省令第一一七号)

この省令は、平成十一年九月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年十月一〇日農林水產省令第一一八号)

この省令は、平成十一年十月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年十一月一〇日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十一年十一月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年一二月一〇日農林水產省令第一二〇号)

この省令は、平成十一年一二月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年三月一〇日農林水產省令第一二一号)

この省令は、平成十一年三月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年四月一〇日農林水產省令第一二二号)

この省令は、平成十一年四月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年五月一〇日農林水產省令第一二三号)

この省令は、平成十一年五月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年六月一〇日農林水產省令第一二四号)

この省令は、平成十一年六月一〇日から施行する。

附 則 (平成一一一年七月一〇日農林水產省令第一二五号)

この省令は、平成十一年七月一〇日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一日農林水產省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年三月三一日農林水產省令第四八号)

この省令は、平成十二年三月三一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日農林水產省令第二三号)

この省令は、平成十二年三月二二日から施行する。

附 則 (平成一二年五月一七日農林水產省令第六〇号)

この省令は、平成十二年五月一七日から施行する。

附 則 (平成一二年九月一日農林水產省令第八二号) 抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 (平成一三年三月二七日農林水產省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年五月三一日農林水產省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年九月十日農林水產省令第一三六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年三月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十三年九月十日から施行する。

附 則 (平成一四年五月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年三月五日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十五年九月三日から施行する。

附 則 (平成一五年三月二九日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年四月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十五年四月三日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十五年六月三日から施行する。

附 則 (平成一五年七月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年八月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十五年八月三日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年十月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十五年十月三日から施行する。

附 則 (平成一五年十一月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、平成十六年一月三日から施行する。

附 則 (平成一六年二月三日農林水產省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日農林水産省令第七一號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月一〇月二〇日農林水産省令第八一號)

この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日農林水産省令第八九號)

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一〇日農林水產省令第二一號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日農林水產省令第五九號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一〇日農林水產省令第八九號)

この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一〇日農林水產省令第六〇號)

この省令は、平成十七年四月十四日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、平成十八年四月十四日から施行する。

附 則 (平成一七年八月二五日農林水產省令第九五號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一六日農林水產省令第一二〇號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一一日農林水產省令第一一八號)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一七日農林水產省令第一一三號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一七日農林水產省令第一一三號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月九日農林水產省令第八八號)

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二一日農林水產省令第五八號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月九日農林水產省令第五五號)

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二三日農林水產省令第五八號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年七月五日農林水產省令第六三號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年七月二八日農林水產省令第六八號)

この省令は、平成十八年八月十日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表一の項及び二の項に係る部分を除く）は、平成十九年八月十日から施行する。

附 則 (平成一八年一〇月二〇日農林水產省令第八二號)

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の植物防疫法施行規則第十九号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができます。

2 この省令による改正前の植物防疫法施行規則第十二号様式、第十二号の二様式及び第十二号の三様式による検査申請書は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則第十二号様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、なおこれを使用することができます。

附 則 (平成一八年一月二八日農林水產省令第八七號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年二月七日農林水產省令第四四號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三〇日農林水產省令第二一號)

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、平成十九年四月十一日から施行する。ただし、第二十四条第一項第二号の改正規定及び別記第一号様式によるものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の植物防疫法施行規則別記第一号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の植物防疫法施行規則別記第一号様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一九年六月七日農林水產省令第五九號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月三〇日農林水產省令第六二號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年十一月一日農林水產省令第八六號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二〇日農林水產省令第三三號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月八日農林水產省令第三三號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年一月三〇日農林水產省令第六二號)

この省令は、平成十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年五月八日農林水產省令第四一號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一四日農林水產省令第四六號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年七月一四日農林水產省令第四七號)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月一〇日農林水產省令第六六號)

この省令は、平成二十年九月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定は平成二十一年九月十一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月四日農林水產省令第五七號)

この省令は、平成二十年十月十一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一一月一一日農林水產省令第七一號)

この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二一年六月三日農林水産省令第三八号）
この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則（平成二一年一〇月一〇日農林水産省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一月二九日農林水産省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月一〇日農林水産省令第一六号）
この省令は、平成二十二年三月十一日から施行する。

附 則（平成二一年四月一六日農林水産省令第三五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年七月三〇日農林水産省令第四六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年八月一八日農林水産省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一月三一日農林水産省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月七日農林水産省令第八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の改正規定（同表を別表一の二とする部分を除く。）は、平成二十四年三月七日から施行する。

附 則（平成二三年七月八日農林水產省令第四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月七日農林水產省令第八号）
この省令は、平成二十四年四月二十三日から施行する。

附 則（平成二四年七月一〇日農林水產省令第七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年七月八日農林水產省令第三一号）
この省令は、平成二十四年七月八日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。

附 則（平成二五年三月一日農林水產省令第八号）
この省令は、平成二十五年三月七日から施行する。

附 則（平成二五年四月二二日農林水產省令第三一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年七月八日農林水產省令第二〇号）
この省令は、平成二十五年七月八日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十六年七月二十五日から施行する。

附 則（平成二六年三月一日農林水產省令第八号）
この省令は、平成二十六年三月七日から施行する。

附 則（平成二六年七月二四日農林水產省令第一二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年八月二十四日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十七年二月二十四日から施行する。）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年六月一五日農林水產省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一七日農林水產省令第七一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年一〇月一九日農林水產省令第七八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月二四日農林水產省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年四月一一日農林水產省令第三一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年五月二四日農林水產省令第四〇号）
この省令は、平成二十八年十一月二十四日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表一の改正規定（「*Thripss minutiissimus*」及び「*Narcissus latesson* *yellows virus*」を削る部分に限る。）、別表一の二の改正規定（「、オーストラリア」を削る部分に限る。）及び別表二の改正規定（「、英國（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）」及び「、うり科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）」を削る部分、「きばなきようちくどう」の下に「、ククミス・ディプサケウス、コッキニア・ミクロフィラ、コラロカルブス・エリップクス」を加える部分並びに「なんようざくら」の下に「、にがうり」を加える部分に限る。）公布の日

二 別表一の二の改正規定（十の項及び十六の項から二十三の項までを削る部分を除く。）平成二十九年五月二十四日
附 則（平成二八年六月一日農林水產省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年九月八日農林水產省令第五五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年一月一六日農林水產省令第三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年七月三二日農林水產省令第四八号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年一月二六日農林水產省令第五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二九年七月三二日農林水產省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成三〇年四月一三日農林水產省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成三〇年七月三二日農林水產省令第六三号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成三一年三月一九日農林水產省令第一六号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（令和元年五月七日農林水產省令第一号）
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和元年六月二七日農林水產省令第一〇号）
(施行期日)

第一條 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

(経過措置)

- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和元年七月二九日農林水産省令第二二号)

- この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表二の改正規定中「及びギリシャ」を「ギリシャ及びラトビア」に改める部分及び「エストニア」を削る部分並びに別表二の改正規定中「トルコ」、「チリ」及び「フィンランド」を削る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月三一日農林水産省令第一三号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一〇月二四日農林水産省令第四〇号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一一月一三日農林水産省令第四六号)

- この省令は、令和元年十二月十五日から施行する。

附 則 (令和元年一一月一六日農林水産省令第四七号)

- この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年五月一一日農林水産省令第三五号)

- この省令は、令和二年十一月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「*Haplo* *thrips* *nigricornis*」、「*Haplothrips* *robustus*」、「*Phenacoccus* *solenopsis*」、「*Helix* *aspera*」及び「*Gra* *pevine*」、「*necrosis*」を削る部分、別表一の二の改正規定中「エスワティニ」、「北マケドニア共和国」及び「カーボベルデ」を加える部分並びに「スワジランド」、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「カーボヴェルデ」を削る部分、別表二の改正規定中「北マケドニア共和国」及び「エスワティニ」を加える部分並びに「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「スワジランド」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「北マケドニア共和国」を加える部分及び「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る部分は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年八月五日農林水産省令第五五号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年九月一六日農林水産省令第六〇号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月八日農林水産省令第七〇号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二日農林水産省令第七五号)

- この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一一月二一日農林水産省令第八三号)

- （施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(経過措置)

- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年八月一九日農林水産省令第四九号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日農林水産省令第五〇号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和四年三月二二日農林水産省令第一八号)

- （施行期日）この省令は、公布的翌日から施行する。

附 則 (令和四年八月八日農林水産省令第四七号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和四年九月三〇日農林水産省令第五五号)

- （施行期日）この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

第一条 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則 (令和四年八月八日農林水産省令第六四号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和五年二月一日農林水産省令第五号)

- （施行期日）この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則 (令和五年八月一日農林水産省令第一〇号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和五年九月一六日農林水産省令第一五号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和五年九月二二日農林水産省令第一五号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

第一条 この省令は、公布的日から施行する。

(経過措置)

- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(経過措置)

- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和五年一月二四日農林水産省令第一〇号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和五年三月二二日農林水産省令第一五号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

附 則 (令和五年九月五日農林水産省令第四四号)

- （施行期日）この省令は、公布的日から施行する。

d	G	F	F	C	C	r	C	C	C	C	C	C	C	C	C	ト	ル	B	B	B	B	i	B	B	d	B	u	B	B	B	B	B	B	A
o	r	i	i	i	i	u	i	i	i	h	h	h	h	h	h	ウ	ル	ス	ル	ス	ル	ス	ル	ス	ル	ス	ル	ス	ル	ス	ル	ス	ル	ス
v	o	a	j	t	t	s	t	t	e	e	e	e	e	e	e	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
i	s	g	i	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	r	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
r	e	a	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	モ	ア	モ	ア	モ	ア	モ	ア	モ	ア	モ	ア	モ	ア	モ	ア	モ	ア	
u	b	r	d	s	s	s	s	s	y	y	y	y	y	y	y	ザ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
s	e	i	i	u	s	s	s	s	y	y	y	y	y	y	y	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
r	a	s	s	y	y	s	p	l	t	r	m	l	h	oo	ク	ベ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ
r	e	e	a	s	s	e	s	e	o	o	o	o	o	o	o	ウ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
y	c	a	l	r	d	o	p	l	s	t	n	n	n	n	n	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
v	i	e	e	o	o	e	e	o	o	o	o	o	o	o	o	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
e	l	w	g	n	n	s	s	e	l	e	p	r	n	a	l	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア
i	o	v	a	i	i	e	e	e	e	e	e	e	e	e	e	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
n	e	i	m	t	d	s	s	p	a	l	t	a	s	i	e	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
n	r	o	i	e	e	a	f	e	t	n	p	a	o	n	o	ン	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
b	s	u	s	a	v	v	t	a	e	r	r	t	m	r	v	オ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
a	i	s	s	a	i	i	t	v	f	e	r	r	t	m	v	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
a	n	s	i	h	r	r	e	i	v	n	r	a	r	s	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア	ア
d	c	v	l	u	u	u	r	r	v	n	s	s	s	s	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア	
i	n	a	v	r	s	s	s	n	u	i	a	p	r	g	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア	
g	t	i	u	s	s	C	v	u	d	l	u	s	p	v	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア	
a	e	r	s	o	c	i	u	l	a	a	e	s	p	v	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア	
a	s	t	s	a	i	u	l	e	a	f	o	t	r	u	s	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア
o	v	i	o	t	a	f	o	v	v	v	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア			
c	i	r	a	d	c	u	u	r	v	v	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア			
a	u	t	s	v	u	u	s	u	s	s	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア			
e	i	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	ア

P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	P	d	P	d	P	P	P	P	P	P	O	N	M	M	I	I	I	G	G	G	G	G	G	G	G	G	G
o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	1	i	i	i	i	i	i	i	i	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	u	v	v	v	n	p	l	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	ミ	エ	イ	エ	イ	エ	イ	エ	イ	エ	イ	エ	イ	エ	イ	エ	イ	エ	イ	エ	
t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	ラ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	
o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	
y	y	y	v	v	v	v	v	v	v	v	b	x	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
e	e	i	i	i	i	i	i	i	i	i	e	2	e	1	e	o	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
l	l	l	l	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	
l	l	l	l	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	u	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	
o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	o	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	
w	w	w	w	w	w	w	w	w	w	w	w	w	w	w	w	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	
V	U	T	d	i	r	s	l	1	1	1	1	1	1	1	1	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	
v	m	d	w	v	n	i	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア		
e	o	w	a	i	g	n	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア		
i	s	a	r	r	g	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
n	a	r	f	u	m	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
i	f	s	s	o	p	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
v	c	v	v	i	a	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
i	v	v	i	a	t	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
r	v	i	r	i	r	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
u	i	r	u	c	v	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
s	r	u	s	v	r	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ	ア	エ		
u	s	s	s	s	s	（ソラ	マ	メ	ス	テ	イ	ン	ウ	イ	ア	エ	ア																			

別表一の二（第五条の二関係）		地域	二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害植物
P r u n e	w a r t	一 イスラエル、イラン、トルコ、イスラベニア、アルゼンチン、ペルー、チリ、ボリビア、パラグアイ、アルゼンチン、ボルトガル、マルタ、アルジエリア、エジプト、カナダ、アラビア、モロッコ	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉
d i a m o n d	c a n k e r	二 インド、イスラエル、イラン、サウジアラビア、トルコ、イタリア、ウズベキスタン、ギリシャ、キルギス、スペイン、タジキスタン、トルクメニスタン、フランス、アルジェリア、エジプト、カナリア、諸島、スレーダン、チュニジア、ナミビア、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。）、カナダ、ジャマイカ、ブルトリコ、メキシコ、ハイチ、	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉
		アトリプレックス・ロセア、アルファルファ、えぞすずしろもどき、エルカ・ウエシカリア、おらんだふうろ、からたち、ギリア・ミヌティフロラ、クリサンテムム・マクシムム、こしながわはぎ、サルソラ・ペステイフエル、シシンブリウム・イリオ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルバ、すべりひゆもどき、せいやうわさび、だいこん、だいこんもどき、たまねぎ、ティデストロミア・ラヌギノサ、とうがらし、フナストルム・ヒルテルム、ペクティス・パポシサ、ほうれん草、ややのほあかざ、レピディウム・ラシオカルプム、あかざ属植物、あぶらな属植物、アリツスマ属植物、キツツク属植物、ぎりゆう属植物、きんか	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉
		三 イラン、トルコ、アルバニア、アンドラー、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、イスラベニア、オランダ、カザフスタン、トルクメニスタン、ブルガリア、セルビア、タジキスタン、チエコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ア・ヘルツエゴビナ、ポーランド、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉
		四 インド、イラン、トルコ、アルバニア、アルメニア、アンドラー、イタリア、ウクライナ、英國、オーストリア、オランダ、ギリシャ、クロアチア、ジョージア、イスラベニア、スロベニア、セルビヤ、クロアチア、ジョージア、スロバキア、スウェーデン、スペイン、アルゼンチン、ペルー、チリ、ボリビア、パラグアイ、アルゼンチン、ボルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉
		五 ピーマー、ブルガリア、ブルガリーア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボルトガル、ポルトガル、スウェーデン、スペイン、アルゼンチン、ペルー、チリ、ボリビア、パラグアイ、アルゼンチン、ボルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉
		六 Peach stubbly twig	セロリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉

十二 和国、イスラエル、トルコ、アゼ ルバイジャン、イタリア、ウクライ ナ、英國、オランダ、北マケド ニア共和国、クロアチア、コソボ、 ジヨーナ、スイス、スペイン、 スロベニア、セルビア、デンマー ク、ドイツ、ノルウェー、ハンガ リー、フランス、ポーランド、ボ スニア・ヘルツエゴビナ、ポルト ガル、モンテネグロ、ロシア、ア メリカ合衆国、カナダ、アルゼ ンチン、オーストラリア	十三 メキシコ 十四 アメリカ合衆国	メキシコ 十三 アメリカ合衆国、カナダ、 メキシコ	メキシコ 十三 アメリカ合衆国、カナダ、 メキシコ	メキシコ 十三 アメリカ合衆国、カナダ、 メキシコ
であつて栽培の用に供す るもの				

十五 全ての地域	別表二（第九条関係）	十五 全ての地域	十五 全ての地域	十五 全ての地域
第五条第一号から第三号 までに掲げる指定物品 (中古のものに限る。)	地域	第五条第一号から第三号 までに掲げる指定物品 (中古のものに限る。)	地域	第五条第一号から第三号 までに掲げる指定物品 (中古のものに限る。)
fagacearum (ナラ 類しおれ病菌) に侵されていな いこと。	植物	fagacearum (ナラ 類しおれ病菌) に侵されていな いこと。	植物	fagacearum (ナラ 類しおれ病菌) に侵されていな いこと。

二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ）。ネバール、パキスタン、バングラデシユ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、オマーン、アングラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、スリランカ、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミibia、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マイヨット、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリシャス、モ

五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、あらんぎー、アキ、アザディラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルバ、アボカド（付表第八十九に掲げるものを除く。）、あまめしば、アランギウム・キンセ、アランギウム・サルヴィーフオリウム、アルタボトリリス・シアメンシス、アルタボトリリス・モンテイロアエ、アルビニア・ムティカ、アレンガ・ウェスターハウティー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじく、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、いんどめてんぐ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルプス・ハイグロフィルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オビリア・アメンタケア、おらんだいちご、オリーブ、カカオノキ、カシュー・ナツツ、がじゆまる、カツバリス・セビアリア、カツバリス・トメントサ、からすうり、キオナツス・パーキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆう

植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしょうう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、パパイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く。）、ばんじょう属植物、ぱんのき属植物、ぱんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくわん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくざわ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーテニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼでん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く。）及びみかん科植物（付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。）

群	ミ	(l	c	i	s	l	o	r	r	B
	バ	カ	e	o	e	p	i	r	a	o	a
	エ	ン		m	s	e	s	s		c	c
	種	コ	x	p		c		a	d	e	t

り、きんきじゅ、ククルビタ・アルギロスペルマ、
グネツム・グネモン・グメリナ・エリブティイカ、
グメリナ・フィリッペンシス、グリコスマス・ペ
ンタフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろつぐ、
くろみのおきなわすずめうり、ケドロステイズ・
ヒルテラ（付表第七十四に掲げるものを除く。）、
コツキニア・グラニディス、こみのくろつぐ、コ
ルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、ご
れんし、コロシントうり（付表第六十六に掲げる
ものを除く。）、ざくろ、さとうやし、サバ・コモ
レンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、
クトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬ
ネラ・ミクロカルペ、しようべんのき、しろだも、
すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィ
ニア・オボバタ、デスマス・キネンシス、テトラ
ンタリス、ながばのこれんし、なつめやし、なん
かんこ、てんにんか、とうぐわく、とかどへちま
（付表第七十五に掲げるものを除く。）、トマト、ト
リフオシア・トリフオリア、ナウクレア・オリエ
ンタリス、ながばのこれんし、なつめやし、なん
ようざくら、にがうり、ねぐらもも、ねじれふさ
（付表第七十六に掲げるものを除く。）、トマト、ト
リフオシア・トリフオリア、ナウクレア・オリエ
ンタリス、ひよたんのき、ひろはふさ
ア・ラミフロラ、パパイヤ（付表第一、第十一及
び第十二に掲げるものを除く。）、はまいぬひわ、
はまびわ、パラミグニア・アンダマニカ、パリナ
リ・アナメンシス、ひよたんのき、ひろはふさ
まめのき、びわ、びんろうじゅ、ファグラエア・
ケイリカ、ファグラエア・ラケモサ、フイク
ス・エリゴドン、フイクス・オットニーフオリア、
フイクス・グロッスラリオイデス、フイクス・コ
ンカティアン、フイクス・ヒスピダ、フイクス・
ベンジャミナ、フィサリス・ミニマ・フェイジヨ
ア、フラクールティア・ルカム、ブレイニア・ラ
ケモサ、ブレオニア・キネンシス、ヘイネア・ト
リジュガ、ヘチま（付表第七十六に掲げるものを
除く。）、ペポかぼちや（付表第六十八に掲げるも
のを除く。）、ベルノキ、ポリアルテティア・ロンギ
フォリア、ホリガルナ・クルツィー、まるばちし
やのき、まるめろ、マンメア・シアメンシス、ミ
クソビルム・スマラキフオリウム・ミクロコス・
トメントサ、めじろはおずき、メロン、ももたま
な、モモルディカ・バルサミナ・やえやまあおき、
やぶにつけい、やまもも、ゆうがお（付表第六十

、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ニカラグア、パナマ、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド

ア・リグストリナ、ユーゲニア・ルスクナティニア
ナ、れんぶ及びロリニア・ムコサの生果実

付表

十一 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるボンカン、タンカン、リュウチン種のスワйтеトオレンジ及びボメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十二 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるソロ種及び台農二号種のパパイヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十四 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十五 フィリピンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマニラスープー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十六 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアーヴィング種、カイト種及びハーディン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十七 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるキオウサウェイ種、チョークアナン種、ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種、マハチャヤン種及びラット種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十八 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるかぼちや及びメロンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

十九 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十一 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十二 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十三 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるファイアプライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十四 ニュージーランドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十五 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるくるみの核子であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十七 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実

二十八 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入される乾草に混入したむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

二十九 中華人民共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいねわらであつて農林水産大臣の定める基準に適合しているもの

三十 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるゴールデンデリシャス種のりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十一 フランスから発送され、他の地域を経由しないで輸入される巨峰種及びイタリア種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十三 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるむぎわら及びかもじぐさ属植物の茎葉であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるりんごの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十五 削除

三十六 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいやうすもも及びほんすももの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十八 チリから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

三十九 アルゼンチンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウェートオレンジ(バレンシア種、サルステイアナ種、ラネーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る)、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴスチンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十一 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトライアンフ種のかきの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十二 ベルギーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十三 ブラジルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十四 オーストラリアのタスマニアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるさくらんぼの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十五 イタリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウェイトオレンジの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十六 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるばれいしよの生塊茎であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトマトの生果実

四十八 インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサリ種、チョウサ種、バンガンバリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンスリューム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十 マレーシアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十一 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトミーアトキンス種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十二 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十三 ベルトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるケント種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五四 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十五 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ポリズス並びにこれらの交雑種に限る)の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十六 トルコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シンエンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シンエンシスとの交雑種レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディン及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十七 パキスタンから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるシンドリ種及びチョウサ種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十八 タイから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるトーンディー種のポメロの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

五十九 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるクリムソンシードレス種、トムソンシードレス種及びレッドグローブ種のぶどうの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるカツチュー種のマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

- 六十二 カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるとうがらしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十三 台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるいんどうなつめの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十四 オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十五 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるうんしゅうみかんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 六十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるコロシントうりの生果実
- 六十七 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるせいようかぼちやの生果実
- 六十八 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるペポかぼちやの生果実
- 六十九 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるゆうがおの生果実
- 七十 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十一 ベトナムから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるティエウ種のれいしの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十二 イスラエルから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十三 エジプトから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるオレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他シトラス・パラディン、マンダリンその他のシトラス・レティクレタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十四 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるケドロステイヌ・ヒルテラの生果実
- 七十五 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるとかどへちまの生果実
- 七十六 アフリカを除く地域から発送され、アフリカを経由しないで輸入されるりゅうがんの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十七 モロッコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクレタ及びクレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 七十九 ペルーから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるぶどう（ワイティス・ワイニフェラに限る。）の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
- 八十一 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるみかん属植物の生果実
- 八十二 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるいちご属植物の生果実

八十三 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるすのき（こけもも）属植物の生果実

八十四 メキシコから発送され、別表二の十八の項に掲げる地域を経由しないで輸入されるババイヤの生果実

八十五 コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるイエロー・ピタヤの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十六 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるグレープフルーツ、スウェートオレンジ、マンダリン及びミネオラの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十七 メキシコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンゴウの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十八 アメリカ合衆国フロリダ州から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアキレ、アセロラ、クリソバラヌス・イカコ、コレンシ、サボジラ、ジャボチカバ、すいしょがき、すもも、ながきんかん、マンゴウ、もも、ももたまな、りんご、かき属植物、にんじん属植物、ばんじょう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）及びユーゲニア属植物の生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

八十九 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

別表二の二（第九条関係）

地域	植物	基準
一 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除く。以 下この表において同じ 。)、カナダ、エクアド ル、エルサルバドル、 グアテマラ、コロラ ド、ニカラグア、ペル ー、ホンジュラス、メ キシコ、ニュージーラ ンド、ノーフォーク島	アルファルファ、おおせんなり、さつまいも、しろばなようしゅぢようせん あさがお、せいようひるがお、そらまめ、こだちとまと、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、においひば、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものである。

地域	植物	基準
二 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、ア	エリシムム・ケイラントイデス、おらんだぜり、ぐんばいなずな、しろざ、お、せいようとげあさみ、せいようのないこん、せいようひるがお、たまねぎ、てんさい、なずな、にんじん、のぼろぎく、はつかだいこん、ぶたく	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものである。

アフリカ共和国、パミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、ガイアナ、グアドル、ガイアナ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、	ハワイ諸島
華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ミャンマー、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタルニア、イタリア、ウクライナ、トルコ、ヨルダン、アルバニア、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、英領チヤネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジヨージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、モン	台湾、中華人民共和国、ネパール、パキستان、バングラデシュ、ミャンマー、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタルニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英國、英領チヤネル諸島、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジヨージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チエコ、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、モン

いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゅちようせん、あさがお、たばこ、つのみちようせん、あさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くこ属植物及びなす属植物の生薑葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実

輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

2-1 の検査証明書又はその写しには、栽培地において Tut a - a b s o l u t a (トマトキバガ) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、Tut a - a b s o l u t a (トマトキバガ) に侵されていないことが特記されていること。

に侵されていないことが特記されていること。

しよくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそくう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの

2 1の検査証明書又はその写
しには、栽培地において Mel
oidogyne chitwoodi (**コロニビアネコブセ**
ンチュウ) を発見するために適
切と認められる方法による検査
が行われ、かつ、Meloid
ogyne chitwoodi
(**コロニビアネコブセンチュ**
ウ) に侵されていないことが特
記されていること。

2 1 の検査証明書又はその写
しには、栽培地において Het
erodera schach
tii (テンサイシステムセンチ
ュウ) を発見するのに適切と
認められる方法による検査が行
われ、かつ、Heterodera
rascachactii (テ
ンサイシステムセンチュウ) に侵
されていないことが特記され
ていること。

物、からまつ属植物 ガリア属植物、カルナ属植物、カルミア属植物、がんこうらん属植物、きいちご属植物、キツツク属植物、きづた属植物、きようまい属植物、くり属植物、グリセリニア属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くろばなろうかい属植物、ケアンソジス属植物、ゲウイナ属植物、げつけいじゆ属植物、ケラトニア属植物、こなら属植物、さくら属植物、しい属植物、しおで属植物、しなのき属植物、しやりんとう属植物、シヨワジア属植物、しらたまのが属植物、シンフォリカルボス属植物、すいかずら属植物、すべり属植物、すのき(二けもも)属植物、セコイア属植物、ゼノビア属植物、しつが属植物、つばめおもと属植物、つまとりとう属植物、ついかかずら属植物、とうひ属植物、つつじ属植物、つばき属植物、ざし属植物、ときわさんざい属植物、にわとこ属植物、とりばはぜのき属植物、とべら属植物、ドリミス属植物、なんきよくぶな属植物、にしきぎ属植物、にれ属植物、バラクメリア属植物、パロツティア属植物、はんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎなんてん属植物、ひのき属植物、ひめしやくなげ属植物、ひめつばき属植物、フイソカルブス属植物、フクシア属植物、ぶな属植物、ヘテロメレス属植物、まいづるそう属植物、まつ属植物、までばしい属植物、まんざく属植物、みずき属植物、めぎ属植物、もくせい属植物、もくれん属植物、もくれんもどき属植物、もちのき属植物、もみみ属植物、やなぎ属植物、やぶこうじ属植物、やぶにんじん属植物、ユーカリノキ属植物、ゆずりは属植物、ゆりのき属植物、りんご属植物及びりんねそう属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培

ra ramorum を発見するためには適切と認められる方法による検査が行われること。二生植物以外については、撲滅七十一度以上で七十五分以上又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われること。

トカルブズ・ビアリス・タツス、カロケーファルス・プラウニー、きぬげちちくべさ、ぎよりゆうもどき、きんごじか、ぎんばいか、グレヴィレア・ユニバーリナ、クロトン・セティゲルス、クーロリス・ハロフィラ、げついじゆ、コエロラキス・キリンドリカ、ごくらくちようか、こしようぼく、こせんぐだんぐさ、こだちあさがお、こぬかぐさ、こはこべ、コリノカルブス・ラエウイガツス、コロニラ・ヴァレンティナ、さるおがせもどき、サルソラ・ツラグス、シジギウム・パニクラツムのかたびらすべりひゆ、スペルマヨダ・ミモシフオリア、しろがねよしなる、さるおがせもどき、サルソラ・ツトリクム・ディウアリカツム、すすめのうめしだ、セタリア・マグナ、ソフオラ・セ・ラティフオリア、せいばんもろこし、せいようきづ、せいようきようちくとう、せいようたんぽぽ、せいようめしだ、セタリア・マグナ、ソフオラ・セクンディフロラ、だいこん、たいちじやこうそう、ダツラ・ライティイ、たわだぎく、チタル・タシユケウンテンシス、つるうめもどき、つるめひしば、ディットリキア・ウイスコサ、テウクリウム・カビタツム、テーダまつ、どくにんじん、とげちしや、なずな、なつっぽき、なはかのこそう、なんん、ネブニニア・ルテア、のりうつぎ、はいきんぼうげ、はうちわのき、はぜらん、パツシフロラ・フオエティダ、バーベナ・リトラリス、バラゴムニキ、はりえんじゆ、はりまつ、つり、パルテニウム・ヒステロフォルス、ハロラギス・エレクタ・ピスター・オノキ、ヒポカリエリス・プラシリエンシス、ひめいらくさ、ファグナロン・サクサチレ、ファラリス・アングスチタ・フクシア・マグラニカ、ふくわねもくげんじ、ブテリディウム・アクヌム、ぶな、フラングラ・アルヌス、ヘテロテカ・グランドイフローラ、アルブティフオリア、へテロメレス・アルブティフオリア、ほそばめはじき、ホホバ・マーガレツ

ト、マルウア・パルウイフロラ、マルビウム・ウルガレ、まんねんろう、みなどあかざ、むぎくさ、むくろじ、むらさきはしどい、めぎ、メリキツス、ラミフロルス、メリコペ・テルナタ、メリタ・シンクライリー、メリツサ、オツフイキナリス、メレミア・マクロカリクス、モディオラ・カロリニア・ミルティフォリア、ニニペルス、アシエイ、ゆりのき、ラヴァテラ・クレティカ、ラティビダ・コルムナリス、ルドヴィギア・グランディフローラ、レタマ、あかしあ属植物、あきのきりんそう属植物、アニサンサ属植物、あぶらな属植物、アルクトスタフ、イロス属植物、アンテイリス属植物、いぬたで属植物、いぼたのき属植物、アリオラノニア属植物、エウストリンギア属植物、うまごやし属植物、うるし属植物、ウロクロア属植物、エウリオラブス属植物、えにしだ属植物、エリシム属植物、おおふともも属植物、オステオスペルム属植物、おとぎりそう属植物、おなもみ属植物、おらんだふうる属植物、オリー卜属植物、かえで属植物、カツシア属植物、カマエシケ属植物、かやづりぐさ属植物、カリコトメ属植物、きいちご属植物、ぎしぎし属植物、きだちるりそう属植物、きび属植物、ぎようぎしば属植物、きんかん属植物、ぐみ属植物、くるみ属植物、クレマティス属植物、くろうめもどき属植物、くわ属植物、くわがたそう属植物、ごじあおい属植物、こなら属植物、コニザ属植物、コヒーノキ属植物、コプロスマ属植物、コロキア属植物、コロノップス属植物、さくら属植物、サッサフラス属植物、サルウェイア属植物、さるすべり属植物、サントリニア属植物、しながわはぎ属植物、しやくそう属植物、すいかずら属植物、すげ属植物、すずかけのき属植物、す

二十四 印度、中華 人民共和国、パキスタン、 アフガニスタン、イスラエル、 イラン、トルコ、イタリア、 イナ、英國、オーストリア、 オランダ、カザフスタン、 ギリシャ、	<p>すめのちやひき属植物、すづめのひえ 属植物、すのき（こけもも）属植物、 ストレブトカルパス属植物、スペルテ イウム属植物、せいようひるがお属植 物、セネキオ属植物、センナ属植物、 せんねんぼく属植物、ちからしば属植 物、つた属植物、つゆくさ属植物、つ るにちそう属植物、ディモルフォ テカ属植物、どうだいぐさ属植物、ど くむぎ属植物、とちのき属植物、とね りこ属植物、とべら属植物、なし属植 物、なす属植物、なつめやし属植物、 にくび属植物、にちにちそう属植物、 にれ属植物、にわとこ属植物、の げし属植物、のぶどう属植物、はしか ぐさもどき属植物、バツカリス属植 物、はなずおう属植物、はまあかざ属 植物、はまごう属植物、ばら属植物、 はりえにしだ属植物、ばんじろう属植 物、ひとつばえにしだ属植物、ひとつ ばたご属植物、ひまわり属植物、ひめ はぎ属植物、ひゆ属植物、フイリレア 属植物、フォルミウム属植物、ぶたく さ属植物、ぶどう属植物、ふよう属植 物、プラキグロントイイス属植物、ペカ ン属植物、ヘーベ属植物、ペラルゴニ ューム属植物、ヘリクリスマ属植物、 ヘルーダ属植物、まつむしそう属植 物、まめぐんばいなずな属植物、ミオ ボルム属植物、みかん属植物、みちや なぎ属植物、むかしよもぎ属植物、メ ガシルスス属植物、めひしば属植物、 もくれん属植物、もちのき属植物、や なぎ属植物、ユーカリノキ属植物、みちや なぎ属植物、ラウアンドウラ属植物、 ルピヌス属植物及びわれぐさ属植物 の生植物（種子及び果実を除く。） あつて栽培の用に供するもの</p> <p>いぬほおづき、せんなりほおづき、と うがらし、トマト、はりなすび、ばれ いしょ及びベチュニア属植物の種子で あつて栽培の用に供するもの並びにア トリプレクス・セミナルリス、アボカ ド、いぬほおづき、おおせんなり、こ だちとまと、コニザ・ボナリエンシ ス、しまほおづき、ストレブトソレ ン・ジエイムソニー、せんなりほおづ</p>
1 輸出国の政府機関により発 行され、かつ、その検査の結果 検疫有害動植物が付着していな いことを確かめ、又は信ずる旨 を記載した検査証明書又はその写 しには、核酸の塩基配列を検出	1 2 1の検査証明書又はその写 しを添付してあるものである こと。

四十一 中華人民共和国、イスラエル、イラン、スペイン、チエコ、アメリカ合衆国、ブルジル、メキシコ	四十 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、ペルーポリビア、メキシコ	<p>s (<i>トウモロコシ葉枯細菌</i>) を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Clavibacter michiganensis subsp. nebraskensis</i> (<i>トウモロコシ葉枯細菌病菌</i>) に侵されていることが特記されていること。</p> <p>テオシンント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにテオシンント、とうもろこし及びさとうきび属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	
		<p>テオシンント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにテオシンント、とうもろこし及びさとうきび属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	
Tomato motte	1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、 <i>Pantoea stewartii subsp. stewartii</i> (<i>トウモロコシ萎ちよう細菌病菌</i>) に侵されていないことが特記されていること。 一 栽培地において <i>Pantoea stewartii subsp. stewartii</i> (<i>トウモロコシ萎ちよう細菌病菌</i>) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われていること。 二 核酸の塩基配列を検出するため適切と認められる方法による検査が行われていること。	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、次のいずれかの措置が行われ、かつ、<i>Pantoea stewartii subsp. stewartii</i> (<i>トウモロコシ萎ちよう細菌病菌</i>) に侵されていないことが特記されていること。 一 栽培地において <i>Pantoea stewartii subsp. stewartii</i> (<i>トウモロコシ萎ちよう細菌病菌</i>) を発見するため適切と認められる方法による検査が行われていること。 二 核酸の塩基配列を検出するため適切と認められる方法による検査が行われていること。</p>	
別表二の三 (第三十一条の三関係)	別表二の四 (第三十一条の三関係)	別表二の五 (第三十一条の三関係)	別表二の四 (第三十一条の三関係)
地域	植物の栽培地における検査	検査の区分	検査の区分
	植物の栽培地における検査	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備
	機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
別表二の六 (第三十一条の四関係)	検査の区分	検査の内容	検査の内容
	遺伝子の検査	一 植物の技術を要する検査	一 植物の技術を要する検査
	遺伝子診断	二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	二 その他上欄に掲げる検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
別表三 (第三十五条の二、第三十五条の四関係)	検査の区分	検査の内容	検査の内容
	微生物学的検査	一 血清学的診断	一 血清学的診断
	微生物学的検査	二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	二 その他中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	栽培検定又は植物への接種による病害診断・病原性検査	一 恒温器 二 減菌器 三 減菌機	一 恒温器 二 減菌器 三 減菌機
	栽培検定又は植物への接種による病害診断・病原性検査	二 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	二 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	線虫検査	一 顕微鏡 二 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	一 顕微鏡 二 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	一 植物の技術を要する検査	一 植物の技術を要する検査
	植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	二 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	二 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	三 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	三 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備
	植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査	四 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備	四 その他の中欄に掲げる内容の検査を行うのに必要な機械器具その他の設備

mosaic virusに感染すること。

別表四 (第三十五条の二、第三十五条の五関係)		地域		植物又は指定物品		備考(まん延防止を必要とする有害動物又は有害植物)	
実生トト 果のマ		果のカボ 生シン		植物 物品		植物又は指 定物 品	
んルメ臭化 方一蒸くチ化		んルメ臭化 グ五たル 方一蒸くチ化		方法 消毒の基準		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
メ立庫んルメ臭 方一蒸くチ化		ラム 二〇度		薬量 及 び 薬 剤 使 用 消 毒 基 準		トマト、ポンカン及び ミカンコミバエ	
間時四 う		二八〇度		半間時二		ウリミバエ	
備 考		さつまいもの生塊根 アリモドキゾウムシ		イモゾウムシ		サツマイモノメイガ	
別表五 (第三十五条の六関係)		三 北緯二十九度十一分以南の南西諸島 (大東諸島を含む)、小笠原諸島		三 北緯二十九度十一分以南の南西諸島 (大東諸島を含む)、小笠原諸島		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
島を含む。)		四 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含み、津堅島、久米島、奥武島(沖繩県島尻郡久米島町)及びオーハ島を除く)、小笠原諸島		四 北緯三十度以南の南西諸島 (大東諸島を含み、津堅島、久米島、奥武島(沖繩県島尻郡久米島町)及びオーハ島を除く)、小笠原諸島		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
五 北緯二十度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)		五 北緯二十度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)		五 北緯二十度以南の南西諸島 (大東諸島を含む。)		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
う		1 クン蒸中は、かくはん装置で庫内のガスをかくはん し、ガス濃度の均一化を図る。		1 クン蒸中は、かくはん装置で庫内のガスをかくはん し、ガス濃度の均一化を図る。		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
う。		2 ポンカンの生果実の臭化メチルくん蒸は、採果後七日 以上経過したものについて行う。		2 ポンカンの生果実の臭化メチルくん蒸は、採果後七日 以上経過したものについて行う。		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
う。		3 パパイアの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり一四〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		3 パパイアの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり一四〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
う。		4 ネットメロンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		4 ネットメロンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり一五〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
う。		5 ピーマンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり九〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		5 ピーマンの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり九〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	
う。		6 マンゴウの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり八〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		6 マンゴウの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント 以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル 当たり八〇キログラム以下の生果実の量のものについて行 う。		トマト、パ バイヤ、ピ ン、パパイヤ、 マンゴウの生果実	

根生もまさ 塊のいつ	果のうに 実生りが	果のゴマ 実生ウン	果のマビ 実生ント	果のまげい 実生めん	果のロトネ 実生ンメツ	果のイバ 実生ヤバ	
処理蒸熱	処理蒸熱	処理蒸熱	処理蒸熱	んルメ臭 蒸くチ化	処理蒸熱	処理蒸熱	
				ラ五り当トメ立庫んルメ臭 ム グ三たル 方一蒸くチ化			ラ○り当ト ム グ五たル
四八度	四六度	四四五度	四三四度	八度	二〇五度	二八〇度	四五六度
分十間時三	分十三	間時三	間時三	半間時二	間時二	分十三	分十三

7 にがうりの生果実の蒸熱処理は、湿度九〇パーセント以上の蒸熱処理庫内において、蒸熱処理庫一立方メートル当たり一〇〇キログラム以下の生果実の量のものについて行う。

8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度九五パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を四時間で三一度から四一度まで一定の上昇率で上げてから行う。

9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。

10 消毒は、包装前にすかし箱に入れて行う。

11 消毒は、植物防疫所長が定める基準に該当する施設等において行う。

別表六（第三十五条の七関係）

地域 (第三十五条の七関係)	植物	考備	
		（まん延を防ぐ）	止を有する必要を物害は物害ると
一 北緯 二十六度 以南の南 西諸島 八重山群 島を除く。	かんきつ類（ポンカンを除く。）、わんび、びわ、ざくろ、いちじく、がじゅまる、りゅうがん、れいし、ごれんし、アボカド、ランブータン、くるつぐ、びんろうじゆ、サントール、てりはぼく、ももたまな、いんどうめんぐ、おらんだいちご、オリーブ、たいへいようぐるみ、なつめやし、やまもも、りんご、あかぎ、アキ、アザデイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウィーフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンティロアエ、アルビニア・ムティカ、アレンガ・ウエスターハウディー、イカキナ・セネガレンシス、イクソラ・ジャワニカ、イクソラ・マクロティルサ、いちじくぐわ、いぬびわ、イルビンギア・ガボネンシス、イルビンギア・マラヤナ、うどんげのき、ウバリア・カマエ、ウバリア・グランディフロラ、エクスコエカリア・アガロカ、エラエオカルブス・ハイグロファイルス、おうぎやし、おおいたび、おおばいぬびわ、おおばらいちご、おきなわすずめうり、オクレイナウクレア・メインゲイイ、オピリア・アメンタケア、カカオノキ、カシユーナツ、カッパリス・セゼニアリア、カッパリス・トメントサ、からすうり、キオナンツス・パイキンソニー、キサントフィルム・アモエヌム、キサントフィルム・フラウエスケンス、キシメニア・アメリカナ、きばなきようちくとう、きゆうり、きんきじゆ、ククルビタ・アルギロスペルマ、グネツム・グネモン、グメリナ・エリプティカ、グメリナ・フリップエンシス、グリコスマス・ペントフィラ、クリソバラヌス・イカコ、くろみのおきなわすずめうり、コッキニア・グランドエイス、こみのくろみぐ、コルディア・ミクサ、コルディア・ピンナータ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみサラン・キネンシス、テトラクトミア・マジュス、てんじくいぬかんこ、シトロフォーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しじろみだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエファ・フラグラント・セルティス・テランドラ・たぶのき、ディレニア・オボバタデス・モス・キネンシス、テトラクトミア・マジュス、てんじくいぬかんこ、オリエンタリス、ながばのごれんし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーモーフテリナリ、はくさんばく、バツカウレア・ラケモサ、バツカウレア・ラミグニア・アンダマフテニカラ、パパイヤ、はまいぬびわ、はまびわ、パラミグニア・アンダマフテリナリ・アナメンシス、ひようたんのき、ひろはふさまめのき、ハエマトスタフィス・バーモーフテ	ミカ ンコ ミ	バエ

六 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）	ミカソキジラミ
七 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）	ミカソキジラミ
八 北緯二十七度十分以南の南西諸島（大東諸島を含み、与論島を除く。）	ミカソキジラミ
九 北緯二十七度五十八分以南、北緯二十七度十分以北の南西諸島（徳之島を除く。）	ミカソキジラミ
別表八（第三十五条の十二関係）	

第一 有害動物	Bacillus (ウイロイド)
(一) 犬	Tomatо (トマト)
(二) 猫	Tomato (トマト)
(三) 鳥類	Tomato (トマト)
(四) その他の動物	Tomato (トマト)

四	かき	おうとう	五	ハダニ類	ハダニ類	シ類	アザミウマ類、カイガラムシ類、カキノヘタムシガ及びハマキム	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、ミカンサビダニ及びミ
三	えんどう	いちご	二	かんきつ	きく	カンバエ	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類	アブラムシ類及びモンシロチョウ
二	いね	いね	一	きゅうり	キヤベツ	アブラムシ類	アザミウマ類、アブラムシ類、コナジラミ類及びハダニ類	アザミウマ類、アブラムシ類及びハダニ類
四	えんどう	有害植物	五	さつまいも	さといも	ナカジロシタバ	ナカジロシタバ	ナカジロシタバ
三	うめ	対象植物を定めな いもの	六	さとうきび	だいこん	アブラムシ類	アブラムシ類	アブラムシ類
二	いね	第二 有害植物	七	だいすいか	だいこん	シングライガ	アブラムシ類	アブラムシ類
一	いちご	第三 有害植物	八	たまねぎ	なし	アブラムシ類、吸実性カメムシ類、フタスジヒメハムシ及びマメ	アブラムシ類	アブラムシ類
四	えんどう	第四 有害植物	九	トマト	なす	アザミウマ類	アザミウマ類	アザミウマ類
三	うめ	第五 有害植物	十	トマト	ねぎ	アブラムシ類、カイガラムシ類、シンクイムシ類、ニセナシサビ	アブラムシ類	アザミウマ類
二	いね	第六 有害植物	十一	トマト	はくさい	ダニ、ハダニ類及びハマキムシ類	アザミウマ類	アザミウマ類
一	いちご	第七 有害植物	十二	トマト	はす	アブラムシ類、アブラムシ類及びハダニ類	アザミウマ類、アブラムシ類、ネギコガ及びネギハモグリバエ	アザミウマ類
四	えんどう	第八 有害植物	十三	トマト	ばれいしょ	アブラムシ類	アブラムシ類	アザミウマ類
三	うめ	第九 有害植物	十四	トマト	ほうれんそう	アブラムシ類	アブラムシ類	アザミウマ類
二	いね	第十 有害植物	十五	トマト	もも	シンクイムシ類及びハダニ類	アブラムシ類	アブラムシ類
一	いちご	第十一 有害植物	十六	トマト	りんご	シンクイムシ類、ハダニ類及びハマキムシ類	アブラムシ類	アブラムシ類
四	えんどう	第十二 有害植物	十七	トマト	りんご	クビアカツヤカミキリ	アブラムシ類	アブラムシ類
三	うめ	第十三 有害植物	十八	トマト	レタス	オオタバコガ、果樹カメムシ類、コナガ、シロイチモジョトウ、	ナスマニア	ナスマニア
二	いね	第十四 有害植物	十九	トマト	ナス科植物	ハスモンヨトウ及びヨトウガ	ナスミバエ	ナスミバエ
一	いちご	第十五 有害植物	二十	トマト	ナス科植物			
四	えんどう	第十六 有害植物	二十一	トマト	ナス科植物			
三	うめ	第十七 有害植物	二十二	トマト	ナス科植物			
二	いね	第十八 有害植物	二十三	トマト	ナス科植物			
一	いちご	第十九 有害植物	二十四	トマト	ナス科植物			
四	えんどう	第二十 有害植物	二十五	トマト	ナス科植物			
三	うめ	第二十一 有害植物	二十六	トマト	ナス科植物			
二	いね	第二十二 有害植物	二十七	トマト	ナス科植物			
一	いちご	第二十三 有害植物	二十八	トマト	ナス科植物			
四	えんどう	第二十四 有害植物	二十九	トマト	ナス科植物			
三	うめ	第二十五 有害植物	三十	トマト	ナス科植物			
二	いね	第二十六 有害植物	三十一	トマト	ナス科植物			
一	いちご	第二十七 有害植物	三十二	トマト	ナス科植物			
四	えんどう	第二十八 有害植物	三十三	トマト	ナス科植物			
三	うめ	第二十九 有害植物	三十四	トマト	ナス科植物			
二	いね	第三十 有害植物						
一	いちご	第三十一 有害植物						
四	えんどう	第三十二 有害植物						
三	うめ	第三十三 有害植物						
二	いね	第三十四 有害植物						
一	いちご	第三十五 有害植物						

五	おうとう	灰星病菌
六	かき	炭疽病菌
七	かんきつ	かいよう病菌、黒点病菌及びそつか病菌
八	キウイフルーツ	かいよう病菌
九	きく	白さび病菌
十	キヤベツ	菌核病菌及び黒腐病菌
十一	きゅううり	うどんこ病菌、褐斑病菌、炭疽病菌、灰色かび病菌、斑点細菌病菌及びべと病菌
十二	さつまいも	基腐病菌
十三	だいす	紫斑病菌
十四	たまねぎ	白色疫病菌及びべと病菌
十五	ちや	炭疽病菌
十六	てんさい	褐斑病菌及び西部萎黃病ウイルス
十七	トマト	うどんこ病菌、疫病菌、黄化葉巻病ウイルス、すすかび病菌、灰色かび病菌及び葉かび病菌
十八	なし	赤星病菌、黒星病菌及び黒斑病菌
十九	なす	うどんこ病菌、すすかび病菌及び灰色かび病菌
二十	にんじん	黒葉枯病菌
二十一	ねぎ	黒斑病菌、さび病菌及びべと病菌
二十二	ばれいしょ	疫病菌
二十三	ピーマン	うどんこ病菌
二十四	ぶどう	晚腐病菌、灰色かび病菌及びべと病菌
二十五	むぎ	赤かび病菌、うどんこ病菌及びさび病菌類
二十六	もも	せん孔細菌病菌
二十七	りんご	黒星病菌及び斑点落葉病菌
二十八	レタス	菌核病菌及び灰色かび病菌

第一号様式（用紙の大きさは、日本産業規格A6とし、中央点線の所から二つ折りとする。）（第二
条関係）

第一号兼弋（用氏）の大さは、日本筆英見各一丈二、中央張掛の斤八二、二つ斤九二三五。（第一号即期系）

(裏面)

第
号
年
月
日交付

第
号
年
月
日交付

第三条 植物防除官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を拂帯し、且つ、前条第一項の規定による記載の権限をもつて、又は関係者の要求があつたときは、これを示すしなければならない。

第二条（略）

第一十二条の各号のいわゆるに該當する場合には、当該違反行為をしたときは、三十万円以下の罰金とする。

第一第四条第一項の規定による検査若しくは、検取を拒み、妨げ、若しくは逃避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しあつて偽の陳述をしたとき。

二 第四条第一項の規定による命令に違反したとき。

三 一九（略）

第二条 植物の後法(2)
第一項の法律に規定する検査又は防除に従事せらるため、農林水産省に植物防
護機関の設置を置く。
第二項 植物防護機関の設置を置く。
第三項 植物防護機関の設置を置く。
第四項 植物防護機関の設置を置く。
第五項 植物防護機関の設置を置く。
第六項 植物防護機関の設置を置く。
第七項 植物防護機関の設置を置く。
第八項 植物防護機関の設置を置く。
第九項 植物防護機関の設置を置く。
第十項 植物防護機関の設置を置く。
第十一項 植物防護機関の設置を置く。
第十二項 植物防護機関の設置を置く。
第十三項 植物防護機関の設置を置く。
第十四項 植物防護機関の設置を置く。

植物防護具置
(植物防護法第五条第一項の規定による)註

農林水産省による職務執行の問題について

3 (略)

第一項、植物防除及び植保営業は、「この法律により種苗等の取扱い」と規定するときは、その身分を示す証票を拂拭し、且つ、前条第一項の規定による権限を有するとき、又は関係者の要求があるときは、これを表示しなければならない。

2 (略)

第一回様式（第七条関係）

第一回様式（第七条関係）（第1セクション）○、第4セクション、第4セクション	
日本、記載の事項を記入・手記（墨水等）・印字（墨水等）・捺印（墨水等）	
輸入禁止品輸入許可申請書	
下記のとおり_____を輸入したいので許可願いたく_____	
植物防疫所を経由して申請いたします。	
住 所	
職 業	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
※普通名前及び学名	
※数量及び粗数	
※採取地又は產地	
輸送の方法及び経路 (運送物の場合は発送地)	
輸入の監査による植物防疫所名	
輸入の目的	

※受送人の住所・職業・氏名
※輸送人の住所・職業・氏名
輸入の予定年月日
輸送中の包装状態
輸入後の管理方法及び場所
利用期間及び利用における処理方法
輸入後の管理責任者氏名
その他参考となるべき事項

第三回様式（第七条関係）

第三号様式（第七条関係）

IMPORT CERTIFICATE	
Import Permit No.	
Date of Issue:	
This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Protection Act. In case the following articles are shipped, this certificate shall without fail be attached to each container thereof.	
Item:	
Quantity:	
Name and Address of the person who obtained the permit:	
Name and Address of the shipper:	
Remarks:	<ol style="list-style-type: none"> The import is permitted only during the period from _____ to _____. The package shall be shipped by the Plant Protection Station stated below to the consignee after the inspection by the said Station.
MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES	
DESTINATION:	SUB-STATION PLANT PROTECTION STATION MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES, JAPAN.
あて先:	支 所 出張所
Remark: The content of this package is a designated import prohibited article under the Plant Protection Act. Therefore, it is requested to send the package to the Plant Protection Station stated above.	
注意: この包装物は、植物防疫法に定める輸入禁止品ですから、上記の植物防疫所あて送付願います。	

備考 輸入禁止品の各梱包への添付に当たっては、記載内容の識別が容易な大きさ（概ね縦16センチメートル×横16センチメートル以上）とすること。

第三号の二様式 (第七条関係)

(輸入禁止品輸入許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記1の輸入禁止品の輸入は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 輸入禁止品
2 条件

第三号の三様式 (第七条関係)

輸入禁止品廃棄等命令書

番号
年 月 日

・・・・・殿

農林水産大臣

植物防疫法第 条第 項の規定により下記のとおり することを
命ずる。

輸入禁止品（輸入・利用）許可指令番号
輸入禁止品の名称
数量
処分すべき理由
処分すべき期間
処分の場所及び方法

第四号様式(第十条関係)

□

植物、輸入禁止品等輸入検査申請書

年 月 日

住 所

氏 名

植物防疫官 殿

積載船(機)名			
入港年月日			
輸出港名			
経由港名			
荷送人住所氏名			
荷受人住所氏名			
種類・名称※	棚 数 ※※	数量 ※※	产地
備考			

備考 1 ※の欄には、必要に応じ、品種名・ブランド名を記入すること。

2 ※※の欄には、それぞれ単位も記入すること。

(口)

輸入(納税)申告書(内国消費税等課税標準数量等申告書兼用)

長殿

輸入検査申請書

動物検疫所長殿

植物、輸入禁止品等輸入検査申請書

植物防疫官殿

食品等輸入届出書

厚生労働大臣殿

【税關、動物検疫所、植物防疫所、検疫所 共通】

積載船(機)名〔税、植〕、とう載船舶(航空機)名 〔動〕、船舶又は航空機の名前又は便名〔食〕	
入港(到着)年月日〔税、動、植、食〕	
とう載地〔動〕、輸出港名〔植〕、積込港〔食〕	
船(取)卸港〔税〕、積卸港〔食〕	
原産地〔税〕、生産地〔動〕、生産国〔食〕	
輸入者 荷受人	氏名〔税、動、植、食〕
	住所〔税、動、植、食〕
	電話番号〔税、食〕
	輸入者符号(コード)〔税、食〕
荷 仕 送 出 人 人	氏名〔税、動、植〕
	住所〔税、動、植〕
	氏名〔動、植、食〕
	住所〔動、植〕
蔵置場所〔税〕、保管倉庫又は保管場所〔動、食〕	
記号・番号〔税、食〕、商標〔動〕	

【植物防疫所】

申請年月日			
経由港名			
種類・名称※	棚 数 ※※	数量 ※※	产地
備考			

備考 1 ※の欄には、必要に応じ、品種名・ブランド名を記入すること。

2 ※※の欄には、それぞれ単位も記入すること。

第五号様式（第十五条関係）

第五号様式（第十五条関係）（昭三一農令四五・全改、昭四九農令四六・

地又は温室若しくは硝子室内において・・年・・月・・日から

第六号様式（第十六条関係）（昭三一農令四・全改、昭四九農令四

(7) 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤

隔離教育に関する通知書
隔離第一・二・三

② 隔離栽培の責任者を定めること。
③ 隔離栽培の責任者に当該植物に接する主动感染が発生した場合

隔離栽培命令書

· · · · 殿

合は、連絡なく、その旨を該植物防除役に通知すること。
隔離栽培の期間中、1の場所から当該植物を移動してはなら

・・植物防疫所（・・支所又は出張所）

第三回 二十

布との他の措置を行うこと。

性に従つて隔離教育することを命ずる。

第六号様式（第十六条関係）

第七号様式（第十九条関係）

第七号様式(第十九条関係)

(A)

備考



- (1)の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
 (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

(B)

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

植物等検査合格証票

種 類

数 量

(C)

第 号

植物等検査合格証明書

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記.....は、植物防疫法による輸入検査に合格したことを証明する。

積載船(機)名

種類・名称

輸送方法の区别

箱数・数量

荷受人住所氏名

荷受人住所氏名

検査又は消毒年月日

第八号様式（第十九条関係）

第八号様式(第十九条関係)

(A)

備考



- (1)の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入すること。
 (2) 数字は、検査年月日を表わすものとする。

(B)

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

植物等輸入認可証票

種 類

数 量

(C)

植物等輸入認可証明書

年 月 日

.....植物防疫所(.....支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

下記.....は、植物防疫法による輸入検査を終了し、.....輸入認可したことと証明する。

積載船(機)名

種類・名称

輸送方法の区别

箱数・数量

検査年月日

荷受人住所氏名

荷受人住所氏名

植物防疫法第7条ただし書の規定による輸入許可品又は同法第8条第7項の規定による隔離栽培をすべきものの場合は、輸入後の管理責任者の氏名及び管理の場所

第八号の二様式（第十九条関係）

(イ)



備考

- (1)の所には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
 (2) 数字は、認可年月日を表すものとする。

(ロ)

年 月 日植物防疫所（.....支所又は出張所）
植物防疫官 氏 名	
種類	植物等輸送認可証票
種数	
量	

(ハ)

植物等輸送認可證明書

年 月 日

.....植物防疫所（.....支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

下記.....は、植物防疫法による輸入検査を植物防疫法第8条第2項ただし書の規定により植物防疫官が指定する場所で実施するための輸送を認可したことを証明する。

積載船（機）名
 種類・名称
 輸送方法の区別
 案数・数量
 荷送人住所氏名
 荷受人住所氏名
 検査の場所

第九号様式（第二十一条関係）

処分證明書

番 号
年 月 日

殿

.....植物防疫所（.....支所又は出張所）

植物防疫官 氏 名

下記の植物等を植物防疫法第.....条の規定により処分したことを証明する。

積載船（機）名 入港年月日
 種類・名称・産地
 案数・数量
 荷送人住所氏名
 荷受人住所氏名
 処分年月日
 処分の理由
 処分の方法

第十号様式(第二十一条関係)

受 領 証

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)

植物防疫官 氏 名

日本郵便株式会社御中

下記の植物等を植物防疫法第……条の規定により……するため受領したことを証明
する。

種類・名称

箱数・数量

差出人住所氏名

名宛人住所氏名

第十号様式(第十一号様式) (印) 本件を送付し、別紙、手帳、封筒、
(消去・落款) 命令書

年 月 日

……段

・植物防疫所(……支所又は出張所) 植物防疫官 氏 名

植物防疫法第 条第 段第 條の規定により下記のこととおり
(消去・落款) することを命ずる。

植物防疫官 (署) 氏名 入港年月日

種類・名称 產地

箱数・数量

荷受人住所氏名

(印) 氏名 すべき理由

(印) 氏名 すべき期間

(印) 氏名 の場所及び方法

第十一号の二様式（第二十二条の二関係）

輸入禁止品利用許可申請書

下記のとおり　　を利用して許可願いたく　　植物防疫所を経
由して申請いたします。

年　月　日

農林水産大臣　殿

普通名称及び学名	
数量	
利用の目的	
荷受人の住所・職業・氏名	
利用中の管理方法及び場所	
利用期間及び利用後における処理方法	
利用中の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

第十一号の三様式（第二十二条の二関係）

(輸入禁止品利用許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年　月　日付で申請のあった下記1の輸入禁止品の利用は、下記2の条件
を付して許可する。

年　月　日

農林水産大臣

記

- 1 輸入禁止品
2 条件

第十二号様式 (第二十三条関係)

(イ)

植物等輸出検査申請書

住 所
氏 名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積 載 船 (機) 名				
※記 号 及 び 番 号				
積 載 予 定 月 日				
積 載 港 名				
※陸 揚 港 名		※輸入国名		
※荷 送 人 住 所 氏 名				
※荷 受 人 住 所 氏 名				
輸入国政府の輸入許可番号				
※種類・名称	学 名	梱 数	数 量	産 地
備 考				

備考 1 検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。
2 ※印の欄には、英文を併記すること。

(ロ)

植物等輸出検査申請書 (再輸出)

住 所
氏 名

年 月 日

植物防疫官 殿

※積 載 船 (機) 名				
※記 号 及 び 番 号				
積 載 予 定 月 日				
積 載 港 名				
※陸 揚 港 名		※輸入国名		
※荷 送 人 住 所 氏 名				
※荷 受 人 住 所 氏 名				
輸入国政府の輸入許可番号				
生産国の検疫證明書 No.	<input type="checkbox"/> 原本	<input type="checkbox"/> 原本写		
再 梱 包 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	容器包装の変更の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
輸入時の植物防疫済の申請番号				
輸入後の保管場所				
輸入後の保管方法				
※種類・名称	学 名	梱 数	数 量	産 地
備 考				

備考 1 検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入するとともに、本申請書に添付すること。
2 生産国が発行した植物検疫證明書の原本又は原本の写し等を添付すること。
3 ※印の欄には、英文を併記すること。

(八)

<input type="checkbox"/> 輸出申告書	長観																
<input type="checkbox"/> 輸出検査申請書	動物疫病所長観																
<input type="checkbox"/> 植物等輸出検査申請書	植物防疫官観																
【税關、動物検疫所、植物防疫所 共通様式】																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">積載船（被名【姓、姓】、とう載船舶（航空機） 名【姓】 出港予定年月日（税）、とう載予定年月日（動）、被 載予定年月日（植）</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td colspan="2">積載港（税）、積載港名（被）</td></tr> <tr><td colspan="2">仕向地（税、動）、輸入国名（被） （都市） （国）</td></tr> <tr><td colspan="2">被名（姓、姓、被） 押印（被） 印</td></tr> <tr><td colspan="2">住所（税、動、被）</td></tr> <tr><td colspan="2">被名（姓、姓、被） 押印（姓、被） 印</td></tr> <tr><td colspan="2">住所（姓、被） 印</td></tr> <tr><td colspan="2">記号・番号【姓、姓】、商標【姓】</td></tr> </table>		積載船（被名【姓、姓】、とう載船舶（航空機） 名【姓】 出港予定年月日（税）、とう載予定年月日（動）、被 載予定年月日（植）		積載港（税）、積載港名（被）		仕向地（税、動）、輸入国名（被） （都市） （国）		被名（姓、姓、被） 押印（被） 印		住所（税、動、被）		被名（姓、姓、被） 押印（姓、被） 印		住所（姓、被） 印		記号・番号【姓、姓】、商標【姓】	
積載船（被名【姓、姓】、とう載船舶（航空機） 名【姓】 出港予定年月日（税）、とう載予定年月日（動）、被 載予定年月日（植）																	
積載港（税）、積載港名（被）																	
仕向地（税、動）、輸入国名（被） （都市） （国）																	
被名（姓、姓、被） 押印（被） 印																	
住所（税、動、被）																	
被名（姓、姓、被） 押印（姓、被） 印																	
住所（姓、被） 印																	
記号・番号【姓、姓】、商標【姓】																	

備考 1. 【姓、被】氏名を記入する場合においては、押印を省略することができる。(※被)
2. 【被】英文を併記すること。

【植物防疫所】

申請年月日	
陸揚港名	
輸入国政府の輸入許可番号	
再輸出の場合は下記欄にも記入し、該当する口欄に印を記入すること	
生産国の検疫証明書 No.	<input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 原本写
再輸出の有無 □有 □無	<input type="checkbox"/> 容器包装の変更の 有無 □有 □無
種類・名称 字名	株数
	数量
	販地
備考	

備考 1. 植物検査合格証票、野生植物原産地証明書又は輸出植物包装材料検査合格証明書を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。
2. 英文を併記すること。

本様式……一部改正（昭和27年4月農林省令20号・昭和38年6月42号・昭和49年10月46号）、全面改正（平成7年4月農林水産省令28号）、一部改正（平成11年1月農林水産省令1号）、全面改正（平成17年4月農林水産省令59号）、一部改正（令和2年12月農林水産省令83号、令和3年5月農林水産省令34号）

第十三号様式（第二十七条関係）

PHYTOSANITARY CERTIFICATE		
PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT		
TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF _____ No. _____		
I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT		
1. Name and address of exporter		2. Declared name and address of consignee
3. Number and description of packages		4. Distinctive marks
5. Place of origin		6. Declared means of conveyance
7. Date of produce and quantity declared		8. Botanical name of plants
This is to certify that the above, other products or other related articles described herein have been inspected under control according to international official standards and are considered to be free from the maximum pests specified by the importing contracting party and to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, including those for regulated non-quarantine pests.		
II. ADDITIONAL DECLARATION		
XX		
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT		
10. Date	11. Treatment	12. Chemical (active ingredient)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information
 (Stamp of Organization)		16. Place of issue (Plant Protection Station , Japan)
		17. Date

第十三号の二様式（第二十七条関係）

第十三号の二様式（第二十七条関係）

PHYSANITARY CERTIFICATE FOR RE-EXPORT PLANT PROTECTION SERVICE MINISTRY OF AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES JAPANESE GOVERNMENT		
TO: PLANT PROTECTION ORGANIZATION(S) OF _____ No. _____		
I. DESCRIPTION OF CONSIGNMENT		
1. Name and address of exporter	2. Declared name and address of consignee	
3. Number and description of packages	4. Distinguishing marks	
5. Place of origin	6. Declared means of conveyance	
7. Declared point of entry		
8. Name of produce and quantity declared	9. Botanical name of plants	
This is to certify that the plants, plant products or other materials described above were imported into Japan from _____, covered by Japanese phytosanitary certificate _____, original <input type="checkbox"/> certified true copy <input checked="" type="checkbox"/> of which is attached to this certificate: that they are <input type="checkbox"/> packed <input type="checkbox"/> repacked <input type="checkbox"/> in original <input type="checkbox"/> new <input type="checkbox"/> containers, that they are in the condition shown on certificate _____, and that after inspection <input type="checkbox"/> they are considered to conform with the current phytosanitary requirements of the importing contracting party, and that during storage in Japan, the consignment has not been subjected to threat of infestation or infection.		
II. ADDITIONAL DECLARATION		
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
III. DISINFESTATION AND/OR DISINFECTION TREATMENT		
10. Date	11. Treatment	12. Chemical (active ingredient)
13. Duration and temperature	14. Concentration	15. Additional information
	16. Place of issue Plant Protection Station (), Japan	17. Date
		18. Name of authorized officer (Signature)
(Stamp of Organization) No. _____		

第十三号の三様式（第二十七条関係）



5センチメートル

第十三号の三様式（第二十七条関係）

第十四号様式（第三十条関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

申請者名
住所
代表者氏名

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 10 条の 2（第 10 条の 5 第 2 項において準用する第 10 条の 2）の規定に基づき、登録（登録の更新）を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 30 条第 2 項（第 31 条の 6 において準用する規則第 30 条第 2 項）に規定する書類を添えて、下記のとおり提出します。

記

1 登録を行おうとする区分

2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

4 検査を行おうとする区域

事務所名	区域

備考 登録の更新の申請にあっては、添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類及び規則第 30 条第 4 号に規定する書類については、添付を省略できる。

第十五号様式（第三十一条関係）

登録検査機関登録台帳

登録番号	登録年月日	年　月　日
登録検査機関の名称		
登録検査機関の住所		
代表者氏名		
検査の区分		
主たる事務所の所在地		
検査業務の概要（輸出品目等）		
登録検査機関が検査を行う区域		
事務所一覧		
名称	代表者氏名	所在地
登録更新年月日及び変更登録年月日		
年　月　日		更新・変更
備考		

第十六号様式（第三十一条の七関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代表者 氏名

登録検査機関の変更登録申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定に基づき、登録検査機関の変更登録を受けたいので、植物防疫法施行規則（昭和 26 年農林省令第 73 号）第 31 条の 7 第 2 項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 登録を行おうとする区分

2 法第 10 条の 3 各号のいずれかに該当する者の有無

3 検査を行う事務所の所在地

事務所名	所在地

4 検査を行おうとする区域

事務所名	区域

備考 添付書類のうち、過去の申請時に提出したものからその内容に変更がない書類については、添付を省略できる。

第十七号様式（第三十一条の九関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代表者 氏名

登録検査機関の登録＜登録の更新＞申請書の登録事項の変更届出書

登録＜登録の更新＞申請書の記載事項に変更があったので、植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 8 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更した年月日

3 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第十八号様式（第三十一条の十関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代表者氏名

登録検査機関の業務規程認可申請書

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第10条の9第1項前段の規定に基づき、
業務規程を定めたので認可を求めます。

第十九号様式（第三十条の十関係）

年 月 日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代表者氏名

登録検査機関の業務規程変更認可申請書

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第10条の9第1項後段の規定に基づき、
業務規程を変更したいので認可を求めます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

備考 「1 変更の内容」は、変更前及び変更後を対照にして記載すること。

第二十号様式（第三十二条の十二関係）

年　月　日

農林水産大臣 殿

登録検査機関名
住 所
代 表 者 氏 名

登録検査機関の業務休止<廃止>許可申請書

植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）第 10 条の 10 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり許可を求めます。

記

1 当該休止<廃止>に係る者の氏名又は名称及び住所

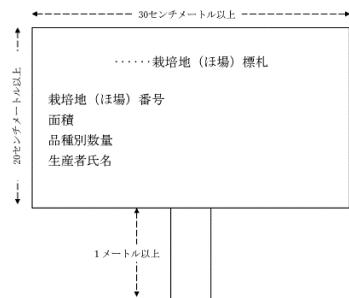
2 当該休止<廃止>に係る検査の区分

3 当該休止<廃止>に係る事務所の名称及び所在地

4 当該休止<廃止>の予定年月日

5 休止<廃止>の理由

第二十号の二様式（第三十二条関係）

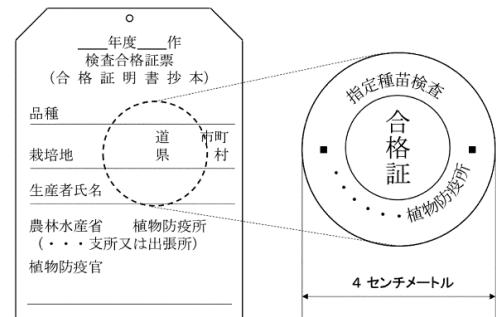


備考 標札は、木製、金属製、プラスチック製等の容易に破損しない素材であること。

第二十一号様式(第三十四条関係)
……………年度産……………作
……………検査合格証明書
下記……………は植物防疫法第13条の規定による検査に合格したことを証明する。
……………植物防疫所
植物防疫官……………

第二十二号様式（第三十四条関係）

檢查合格証票



備考……………の所には、植物防疫所の名称を記入すること。

第二十一号の三様式（第三十五条の三関係）

第二十二号の二様式(第三十五条の三関係)	
第	号
年	月 日
移動制限植物等移動許可証	
農林水産省	
下記……………は、植物防疫法施行規則第35条の3第1項の許可を受けたものであることを証明する。	
普通名称及び学名	
種数及び数量	
产地	
容器包装の種類	
許可申請者の住所及び氏名	
荷送人の住所及び氏名	

農林水産大臣	農業課
植物等の普通名稱及び学名	
種類及び数量	
產地	
容器包装の種類	
移動の方法	
移動の目的	
移動予定の月日	
輸送の居所	
氏名、職業	
氏名	
年 月 日	
住 所	
職 業	

第二十二号の三の二様式（第三十五条の三関係）

(移動制限植物等移動許可指令書)

農林水産省指令 第 号

住所
職業
氏名

年 月 日付で申請のあった下記1の移動制限植物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 移動制限植物等
2 条件

第二十二号の四様式（第三十五条の四関係）

移動制限植物等検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住 所
氏 名

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)植物防疫官 殿

積載船(機)名及び積出予定期月日				
積 出 予 定 港				
陸 揚 予 定 港				
荷送人の住所及び氏名				
荷受人の住所及び氏名				
容器包装の種類				
植 物 等 の 種 類	梱 数	数 量	产 地	備 考

第二十二号の五様式(第三十五条の四関係)

第 号 移動制限植物等検査合格証明書
年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)
植物防疫官 氏名

下記の………は、植物防疫法第16条の2第1項の検査に合格したことを証明する。

植物等の種類、梱数及び数量

容器包装の種類

荷送人の住所及び氏名

荷受人の住所及び氏名

検査 年 月 日

第二十二号の六様式 (第三十五条の四関係)

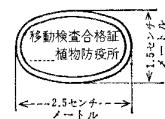
移動制限植物等検査合格証票
植物等の種類
数 量
容器包装の種類
この………は、植物防疫法第16条の2 第1項の検査に合格したことを証明す る。
年 月 日
……植物防疫所 (……支所又は 出張所)

第二十一号の七様式（第三十五条の四関係）



第二十一号の七様式（第三十五条の四関係）
昭和二年五月十五日付

- 備 考**
- (1)には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
 - (2) 数字は、検査年月日を記入すること。
- ←--3.5センチメートル--→



第二十一号の八様式（第三十五条の四関係）
昭和二年五月十五日付

- 備 考**
-には、植物訪査所の名称を記入すること。
- ←--2.5センチメートル--→

第二十一号の八様式（第三十五条の四関係）

第二十二号の九様式（第三十五条の五関係）

第二十二号の九様式(第三十五条の五関係)
移動制限植物等消毒確認申請書
下記植物等について消毒の確認を申請します。

住 所
氏 名

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)植物防疫官 殿

消毒予定年月日 及び消毒場所						
積載船(機)名及び 積出予定年月日						
積 出 予 定 港						
陸 揚 予 定 港						
荷送人の住所及 び氏名						
荷受人の住所及 び氏名						
容器包装の種類						
植物等の種類	梱	数	數	量	産 地	備 考

第二十二号の十様式（第三十五条の五関係）

第二十二号の十様式(第三十五条の五関係)

第 二 号

移動制限植物等消毒確認證明書

年 月 日

……植物防疫所(……支所又は出張所)
植物防疫官 氏 名

下記植物等について、植物防疫法第16条の2第1項の消毒の確認をしたことを証明する。

植物等の種類、梱数及び数量

容 器 包 裝 の 種 類

荷 送 人 の 住 所 及 び 氏 名

荷 受 人 の 住 所 及 び 氏 名

消 毒 年 月 日

第二十二号の十一様式（第三十五条の五関係）

移動制限植物等消毒確認証票
植物等の種類
数　　量
容器包装の種類
消毒の方法
この……について植物防疫法第16条の2第1項の消毒の確認をしたことを證明する。
年　月　日
……植物防疫所（……支所又は出張所）

第二十一号の十一様式（第三十五条の五関係）（昭和十七年令二九・准
が、昭和十九年五月一日起用）



備考

- (1) には、植物防疫所（支所又は出張所）の名称を記入すること。
- (2) 数字は、消毒確認年月日を記入すること。

第一十一号の十三様式（第三十五条の五関係）

第二十二号の十四様式（第三十五条の八関係）

備考		植物防疫所の名稱を記入すること。															
<p style="text-align: center;">← 2.5センチ →</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 消毒確認証 植物防疫所 </div>																	
<p style="text-align: right;">第十一回の十日後は、第三回の日曜日（昭和廿九年十月十九日）に、河野（河野十郎）が、御用印を押して、植物防疫所の名稱を記入すること。</p>																	
<p style="text-align: center;">年　月　日</p> <table border="1"> <tr> <td>農林水産大臣</td> <td>農業</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>氏名</td> </tr> </table>				農林水産大臣	農業	種類	氏名										
農林水産大臣	農業																
種類	氏名																
<p style="text-align: center;">植物等の品種名 形及び品名</p> <table border="1"> <tr> <td>種類及び数量</td> <td>产地</td> </tr> <tr> <td>容器包装の種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動の目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移動予定年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>寄送人の住所・ 姓名・職業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>荷受人の住所・ 姓名・職業</td> <td></td> </tr> </table>				種類及び数量	产地	容器包装の種類		移動の方法		移動の目的		移動予定年月日		寄送人の住所・ 姓名・職業		荷受人の住所・ 姓名・職業	
種類及び数量	产地																
容器包装の種類																	
移動の方法																	
移動の目的																	
移動予定年月日																	
寄送人の住所・ 姓名・職業																	
荷受人の住所・ 姓名・職業																	
<p style="text-align: center;">其他事項</p> <table border="1"> <tr> <td>植物等の管理の者 連絡方法</td> </tr> <tr> <td>移動後の管理責任者</td> </tr> <tr> <td>利用期間及び方法</td> </tr> <tr> <td>その他の参考となるべき事項</td> </tr> </table>				植物等の管理の者 連絡方法	移動後の管理責任者	利用期間及び方法	その他の参考となるべき事項										
植物等の管理の者 連絡方法																	
移動後の管理責任者																	
利用期間及び方法																	
その他の参考となるべき事項																	

第一十一号の十五様式（第三十五条の八関係）

第十一号の十五様式（第三十五条の八関係）

年月日	第号
移動業に植物等移動許可証	
農林水産省	
下記…………は、植物が移動規制令第1項ただし書の許可を得たものであることを證明する。	
普通名前及び学名	
種類及び数量	
産地	
容器包装の種類	
許可申請者住所及び氏名	
苟送入の住所及び氏名	

第一十一号の十六様式（第三十五条の八関係）

第二十二号の十六様式（第三十五条の八関係）

(移動禁止植物等移動許可指令書)

農林水産省指令 第号

住所
職業
氏名

年月日付で申請のあった下記1の移動禁止植物等の移動は、下記2の条件を付して許可する。

年月日

農林水産大臣

記

- 1 移動禁止植物等
2 条件

第二十二号の十七様式（第三十五条の八関係）

移動禁止植物等廃棄等命令書

番号
年月日

・・・・・殿

農林水産大臣

植物防疫法第16条の3第2項において読み替えて準用する法第7条第6項の規定により下記のとおりすることを命ずる。

移動禁止植物等移動許可指令番号
 移動禁止植物等の名称
 数量
 処分すべき理由
 処分すべき期間
 処分の場所及び方法

第二十三号様式（第三十六条関係）

(緊急措置命令書)

農林水産省指令 第号

殿

植物防疫法第18条第2項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年月日

農林水産大臣

記

- 1 措置を行うべきものの品名及び数量
- 2 措置を行うべきものの所在地
- 3 措置を行うべき期日又は期間
- 4 措置の内容及び方法
- 5 その他必要な事項

第一四四号様式（第三十七条関係）

第一四五号様式（第三十八条関係）

第二十四号様式（第三十七条関係）（4.2 緊急防除協力依頼書）

農林水産省法令 第 聲

植物防疫法第11条第1項の規定に基づき、下記により防除に要する業務に協力することを請求する。

年 月 日

農林水産大臣

記

- 1 対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 2 防除実施の区域及び期間
- 3 効力の強度
- 4 その他必要な事項
- 5 その他必要な事項

第二十五号様式（第三十八条関係）（4.2 緊急防除協力依頼書）

農林水産大臣 年 月 日

住所

氏名又は名称

及び代行者氏名

防除協力の実績を下記のとおり報告します。

- 1 效力指示を受けた対象とする有害動物又は有害植物の種類
- 2 效力実施の区域及び期間
- 3 效力の強度
- 4 效力実施の方法
- 5 その他必要な事項

第二十六号様式（日本産業規格A4）（第三十九条関係）

協力費用請求書

年月日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名

植物防疫法第19条第1項の規定に基づき、年 月 日付け協力指示書により指示された緊急防除の協力に下記費用を要したので、別紙のとおり費用の支出を証明する書類を添えてその支払を請求します。

記

金 以下的内容	円也
区分	
員数	
単価	
金額	
備考	

第二十七号様式（日本産業規格A4）（第四十二条関係）

防除用薬剤譲与申請書

年月日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者名

植物防疫法第27条第1項の規定により防除用薬剤の譲与を受けたく、下記のとおり申請します。

この申請により防除用薬剤の譲与を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束いたします。

記

- 一 譲与希望薬剤の種類及び数量
- 二 異常発生の概況
 - (イ) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
 - (ロ) 異常発生の面積
- 三 農業者自ら防除を行うことが著しく困難である理由
- 四 防除の内容
 - (イ) 防除の区域、実面積及び延面積
 - (ロ) 防除の期間
- 五 その他必要な事項

備考

- 1 防除の区域の略図を添付すること。
- 2 申請者が都道府県である場合においては、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 3 申請者が都道府県であり、譲与を受けた防除用薬剤を農業者又はその団体に譲りして、その者に防除を行わせようとするときは、譲りしようとする相手方、防除用薬剤の量、譲りの方法等を五の項に明記すること。

第二十八号様式(第四十三条関係)

防除用薬剤譲与承認書

番 号
年 月 日

殿

農林水産大臣

年 月 日付防除用薬剤譲与申請に対し、下記により譲与することとしたため、通知する。

記

- 一 譲与薬剤の種類及び数量
- 二 引渡しの期日及び場所
- 三 使用方法その他の指示事項

第二十九号様式(日本産業規格A4)(第四十四条関係)

防除用薬剤受領書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名年 月 日付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、下記のとおり受領しました。
譲与を受けた防除用薬剤については、植物防疫法施行規則及び譲与承認書による指示事項に従い、譲受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 薬剤の種類及び数量
- 二 受領年月日
- 三 受領場所

第三十号様式（日本産業規格A4）（第四十六条関係）

防除実績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け防除用薬剤譲与承認書に基づき、譲与を受けた防除用薬剤による防除実績を下記のとおり報告します。

記

- 一 防除の状況
 - (イ) 指定有害動植物の種類及び防除を行った作物の種類
 - (ロ) 防除区域及び面積
 - (ハ) 防除を行った期間
- (二) 防除実施の方法
- 二 防除の効果
- 三 その他必要な事項

備考

- 1 報告者が都道府県である場合には、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 2 報告者が都道府県であり、防除用薬剤譲与承認書に記載された指示事項に基づいて、農業者又はその団体に譲与を受けた防除用薬剤を譲与して、それらの者に防除を実施させたときは、譲与の相手方、譲与の量、譲与の期日、引渡しの場所、薬剤の使用方法等必要な事項を三の項に明記すること。

第三十一号様式（日本産業規格A4）（第四十七条関係）

防除用器具借受申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

指定有害動植物の異常発生の防除を緊急に実施する必要があるため、植物防疫法第27条第1項の規定により防除用器具を借り受けたいので下記のとおり申請します。

この申請により貸付許可を受けた場合は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

- 一 借受希望防除用器具の種類及び台数
- 二 借受希望期間
- 三 防除の内容
 - (イ) 指定有害動植物の種類及び被害作物の種類
 - (ロ) 防除の区域、実面積及び延面積
 - (ハ) 申請者の使用可能な防除に必要な器具の種類及び台数
- 四 その他必要な事項

備考

- 1 申請者が都道府県である場合は、記載事項を病害虫防除所ごとに記載すること。
- 2 防除の区域の略図を添付すること。

第三十二号様式（第四十八条関係）

防除用器具貸付承認通知書

番年月日

殿

植物防疫所長

年月日付け防除用器具借受申請に対し、下記により貸付けする旨の決定があつたので通知する。

記

- | | | | |
|----------------|---|---|-----|
| 一 防除用器具の種類及び台数 | 年 | 月 | 日から |
| 二 貸付けの期間 | 年 | 月 | 日まで |
| 三 貸付けの期日及び場所 | | | |
| 四 返納の期日及び場所 | | | |
| 五 その他指示事項 | | | |

第三十三号様式（日本産業規格A-4）（第四十九条関係）

請書

年月日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年月日付け貸付承認通知書に基づき、年月日下記のとおり受領しました。借受期間中は、植物防疫法施行規則及び貸付承認通知書による指示事項に従い、借受人の義務を完全に履行することを約束します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

第三十四号様式（日本産業規格A4）（第五十条関係）

防除用器具貸付期間延長申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付け貸付承認通知書により借り受けた防除用器具は、
下記により期間の延長を願いたく申請します。

記

一 貸付終了期日 年 月 日
二 貸付延长期間 年 月 日から
年 月 日まで

三 貸付期間延長の理由

第三十五号様式（第五十条関係）

防除用器具貸付期間延長承認通知書

番 月 号
年 日

殿

植物防疫所長

年 月 日付け防除用器具貸付期間延長申請に対し、下記により
期間を延長する旨の決定があつたので通知する。

記

一 貸付延长期間 年 月 日から
年 月 日まで

二 返納の期日及び場所

三 その他必要な事項

第三十六号様式（日本産業規格A4）（第五十四条関係）

防除用器具返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

下記は 年 月 日付け貸付承認通知書によって借り受けましたが、借受期間を満了したので同書に指定された返納の場所において返納します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

備考

備考欄には、借受防除用器具の稼働日数及び稼働延べ時間数、当該器具による総防除面積、当該器具の故障の有無及び補修の状況等を記載すること。